

令和 8 年度厚木市自治基本条例推進委員会第 3 回会議次第

日時 令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 5 時から
場所 厚木市役所第二庁舎 16 階 会議室 B

1 開 会

2 挨 拶

3 案 件

(1) 自治基本条例の見直し（総点検）に係る答申（案）について

資料 1 ～ 2

(2) 令和 7 年度市民参加手続の実施結果について

資料 3

(3) 令和 8 年度市民参加手続の報告について

資料 4 ～ 5

4 その他

5 閉 会

自治基本条例の見直し（総点検）に係る答申について

1 答申について

令和 8 年 6 月 30 日付けで自治基本条例の見直し（総点検）について諮問を受け、同日に見直しの方針に基づき審議を行いました。

審議の結果を踏まえ、委員会としての意見をまとめた答申を作成し、市に提出します。

2 見直し対象規定と答申（案）

規定	見直し対象		答申（案）抜粋
	規定	逐条解説	
前文		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。 なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があると考える。
第 1 条 目的			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 2 条 自治基本条例の 位置付け			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 3 条 定義			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 4 条 自治の基本理念			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 5 条 自治の基本原則		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。 なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があると考える。
第 6 条 市民の権利			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 7 条 市民の責務	○		地方自治法第 10 条第 2 項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められているように、市民は、行政サービスを受ける権利を有すると同時に、責務を負うことは当然のことである。 自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めるためには、市民に対してまちづくりへの参加を求めることは欠かせないことから、規定を改正する必要はないものとする。

第8条 子どもの権利、責 務等	○	○	本条は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方を踏まえ、自治基本条例における子どもの位置付けを示したものであり、子どもの定義については、それぞれの法律や条例等において、その目的や趣旨に応じた考え方が示されている。 このことから、自治基本条例における子どもの定義を必ずしもこども基本法に合わせる必要はなく、現時点では規定を改正する必要はないものと考ええる。 ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることから、今後も社会情勢の変化を踏まえ、他の条例や関連施策等との整合性についても考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくことが必要である。 また、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いについて、より分かりやすく説明する必要があると考える。
第9条 事業者の権利、責 務			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。
第10条 議会の役割及び 責務			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。
第11条 議員の役割及び 責務			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。
第12条 市長の役割及び 責務			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。
第13条 市長等の役割及 び責務			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。
第14条 市職員の役割及 び責務		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。 なお、逐条解説については、一般職と特別職の区別が曖昧であることから、解説文全体について検討し、改訂する必要があると考える。

第 15 条 行政運営の基本 事項			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 16 条 総合計画		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。 なお、逐条解説については、見直しの考え方 のおり改訂する必要があるとする。
第 17 条 組織等		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。 なお、逐条解説については、見直しの考え方 のおり改訂する必要があるとする。
第 18 条 行政評価			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 19 条 財政運営		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。 なお、逐条解説については、見直しの考え方 のおり改訂する必要があるとする。
第 20 条 危機管理			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 21 条 情報の公開等			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 22 条 個人情報の保護			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 23 条 法令遵守		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。 なお、逐条解説については、地方自治法にお ける執行機関と補助機関の関係を踏まえた上 で、解説文全体について検討し、改訂する必 要があるとする。
第 24 条 法令の解釈等			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 25 条 行政手続			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 26 条 市民からの要望 等への対応			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。
第 27 条 行政処分等に対 する不服への対 処			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要 はないものとする。

第 28 条 政策等に対する 意見等			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 29 条 条例等の制定等 への市民参加			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 30 条 事業の実施に係 る市民参加		○	見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。 なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるものとする。
第 31 条 審議会等の運営			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 32 条 コミュニティ団 体に対する市民 等の責務	○		自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。
第 33 条 コミュニティ団 体との協働	○		また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。 以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、改正する必要はないものとする。
第 34 条 地区市民自治推 進組織			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 35 条 市民の課題解決 に対する意識の 高揚等			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 36 条 住民投票			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 37 条 広域連携及び交 流			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 38 条 自治基本条例推 進委員会			見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

第 39 条 自治基本条例の 見直し			見直しの考え方とおり、規定を改正する必要はないものとする。
第 40 条 自治基本条例の 改正			見直しの考え方とおり、規定を改正する必要はないものとする。

(案)

令和 8 年 8 月 日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市自治基本条例推進委員会
委員長 上地 一郎

厚木市自治基本条例の見直し（総点検）について（答申）

令和 8 年 6 月 30 日付けで諮問のありました厚木市自治基本条例の見直しについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

(案)

答 申 書

令和 8 年 8 月

厚木市自治基本条例推進委員会

答 申

令和４年に行った厚木市自治基本条例（以下、「条例」という。）の３回目の見直しから４年が経過し、４回目の見直しの時期を迎えた。

条例の制定から１５年以上が経過する中、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の加速、価値観の多様化など、社会情勢は大きく変化している。こうした変化を踏まえ、今回の見直しでは、規定内容が現在の社会情勢に適しているか、新たに設けるべき規定はないかなどの観点から検討を進めた。

なお、検討に当たっては、当委員会が前回の見直し後、３年間にわたり実施してきた運用状況の点検結果に加え、条例制定当時の考え方や前回の見直し結果を振り返るとともに、市が実施した市民アンケート調査の結果や、市内部で行った意見照会の結果を参考に議論を重ねた。

その結果、当委員会として、次のとおり意見を付すこととした。

第一に、条例の運用状況については、毎年度の点検及び評価結果を受けて改善に取り組まれており、おおむね良好に運用されていると認められる。

第二に、条例の規定内容については、市から意見を求められた４つの条項について検討した結果、いずれも現時点では改正の必要はないと考える。ただし、社会情勢の変化に対応するため、逐条解説については一部改訂することが適当である。

最後に、委員から出された様々な意見を今後の行政運営や条例の運用にいかし、協働によるまちづくりが更に進展することを期待する。

令和 8 年 8 月

厚木市自治基本条例推進委員会	
委員長	上地一郎
職務代理	関根祐貴
委員	神崎信夫
委員	坂卷美代子
委員	鈴木修斗
委員	和田利恵
委員	青木三千男
委員	鷺谷雅敏
委員	高見澤加太郎
委員	守屋昌彦

目次

資料の構成について	1
前文	2
第1章 総則	4
第1条（目的）	4
第2条（自治基本条例の位置付け）	6
第3条（定義）	8
第2章 自治の基本理念	10
第4条（自治の基本理念）	10
第3章 自治の基本原則	12
第5条（自治の基本原則）	12
第4章 市民	14
第6条（市民の権利）	14
第7条（市民の責務）	16
第8条（子どもの権利、責務等）	18
第9条（事業者の権利及び責務）	20
第5章 議会及び議員	22
第10条（議会の役割及び責務）	22
第11条（議員の役割及び責務）	24
第6章 市長、市長等及び市職員	26
第12条（市長の役割及び責務）	26
第13条（市長等の役割及び責務）	28
第14条（市職員の役割及び責務）	30
第7章 行政運営	32
第15条（行政運営の基本事項）	32
第16条（総合計画）	34
第17条（組織等）	36
第18条（行政評価）	38
第19条（財政運営）	40
第20条（危機管理）	42
第21条（情報の公開等）	44
第22条（個人情報の保護）	46
第23条（法令遵守）	48
第24条（法令の解釈等）	50
第25条（行政手続）	52
第26条（市民からの要望等への対処）	54
第27条（行政処分等に対する不服への対処）	56
第8章 参加及び協働の推進	58

第 28 条（政策等に対する意見等）	58
第 29 条（条例等の制定等への市民参加）	60
第 30 条（事業の実施に係る市民参加）	62
第 31 条（審議会等の運営）	64
第 32 条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）	66
第 33 条（コミュニティ団体との協働）	68
第 34 条（地区市民自治推進組織）	70
第 35 条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）	72
第 36 条（住民投票）	74
第 9 章 広域連携及び交流	76
第 37 条（広域連携及び交流）	76
第 10 章 自治基本条例推進委員会	78
第 38 条（自治基本条例推進委員会）	78
第 11 章 自治基本条例の見直し	80
第 39 条（自治基本条例の見直し）	80
第 12 章 自治基本条例の改正	82
第 40 条（自治基本条例の改正）	82

資料の構成について

この資料は、厚木市自治基本条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、同条例の見直し（総点検）を実施するに当たり、条ごとに見直しの考え方等を示したものです。各ページの構成は、次のとおりです。

前文又は条文を記載

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

前回の見直しの結果を記載

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	妥当、おおむね 妥当、不十分、 点検対象外の いずれかを記 載	委員会からの意見を記載
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）		
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	令和 8 年 4 月に実施した市民アンケートにおける結果を基に記載 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ●●●人／●●●人 ●. ●% ※ 市民アンケートが章ごとに回答する形式であったため、割合は章ごとに同じ値を記載 【主な見直すべき内容・理由】 自由記述いただいた内容の一部を記載
庁内各部署	令和 8 年 1 月に実施した庁内照会結果を基に記載

4 見直しの考え方

市が考える見直しの方向性（改正の要否等）について記載しています。

5 自治基本条例推進委員会による答申

諮問に基づく見直し検討の結果を記載しています。

6 見直し結果

委員会等の意見を踏まえ、最終的な見直し結果を記載します。

前文

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切にする心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	対象外
庁内各部署	・逐条解説の「④平和を希求する意思」の説明について、令和7年度に戦後・被爆80年を迎え、新たに日本非核宣言自治体協議会に加盟したため、本市の平和関連団体への加盟状況を更新する必要がある。

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、「平和を希求する意思」の解説文について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第1章 総則

第1条（目的）

この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 40人／679人 5.9% 【主な見直すべき内容・理由】 ・災害や社会の変化に強い「レジリエンス（強靱性）」と、次世代に負担を先送りしない「持続可能性」の視点を盛り込むべきです。これにより、道路や下水道の整備、発達支援といった課題が、市の最優先事項として位置付けられることを期待します。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、条例が達成しようとする目的を定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第2条（自治基本条例の位置付け）

この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。

3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 40人／679人 5.9% 【主な見直すべき内容・理由】 ・分野別の基本条例で定めるべきことと、自治基本条例で定めることの区別が明示されていない。分野別の基本条例では、最低限何を定めるかの定義があってもよいのではないか。例：「分野別の基本条例及び個別条例は、情報共有、説明責任、市民参加及び協働を具体化する内容を備える。」など
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、厚木市の例規体系における本条例の位置付け等について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第3条（定義）

この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。

(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。

(5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。

(6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、住民ではない人も市民とするが、更に市民の範囲を拡大することについては、物理的かつ継続的に市民の権利・責務を果たすことが難しいと思われるため、規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 40人／679人 5.9%
---------	--

	【主な見直すべき内容・理由】 ・市民の定義は、外国籍住民や関係人口を包摂する表現に見直し、多様な主体が参加できる土台を作ってください。 ・厚木市内に通学し、又は通勤する者は、市民に含まれないと思う。 ・「厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体」がアバウトすぎる。どうやって個人の活動を証明するのか。 ・「厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体」は、宗教団体及び非合法団体、反社会勢力も市民とみなすということか。 ・自治の定義に「第 11 次厚木市総合計画」の将来都市像である「共創」の概念を反映させることを提案します。最高規範である本条例に「共に新たな価値を創り出す」姿勢を明記することで、各個別施策における市民・事業者・行政のパートナーシップをより強固なものにできると考えます。 ・まちづくりの定義に「安全」を加えた方がよい。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第2章 自治の基本理念

第4条（自治の基本理念）

自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との絆を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第1号、第2号、第3号の前提ともいえる「人間（又は人権）の尊重」を入れてはどうでしょうか。 ・サステナビリティの概念を加えてはいかがでしょうか。 ・「人と人との絆を大切にする自治」の位置付けはわかりますが、具体的に人と人との交流の深め方、多様性のある考え方をどのようにして基本理念に取り組んでいくかの方策も条文化すべきである。 ・「自然の循環」が分かりにくい。（複数意見） ・「自然の循環」を「自然環境」に変えた方がよい。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

自治の基本理念は、基本的な考え方や方向性を示すもので、その内容は前文に示されているほか、具体的な事項については、個別の条例及び計画等で明らかにしているため、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第3章 自治の基本原則

第5条（自治の基本原則）

市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9%
---------	--

	【主な見直すべき内容・理由】 ・第2号「参加及び協働の原則」に、参加機会が平等に保障される旨の記述があってもよいのではないか（年齢、障害の有無、言語によらないなど）。 ・第2号のイ「相互の活動」が分かりにくい。
庁内各部署	・逐条解説の「◆近年制定された人権に関わる主な法律」のうち、次の法律の名称が誤っている。 【誤】 障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者へ支援を講じるための法律（障害者虐待防止法） 【正】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、誤った法律名を正しく修正する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第4章 市民

第6条（市民の権利）

市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

1 前回の見直し（令和4年度）での意見

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第1号「安心・安全」を「安全・安心」に順序を変える。安全があつて安心になる“安全第一”のメッセージを伝える。 ・第1号に「健康」を追加したらよいのではないか。 ・「安心・安全な生活を求める請求をする権利」の追加が必要ではないか。 ・現代的な課題に即して再整理すべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第7条（市民の責務）

市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

高齢化が社会問題として顕著になってきているが、市民の責務や権利等については、一定の年齢等でその責務や権利等が大きく変化するものではないと考えられる。また、年齢により新たな区分を作成することは、負担感の増大や、世代間の分断等デメリットが多いと判断されることから、規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を他の積極的な言葉に変更する。 ・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を「まちづくりに参加するとともに、協力しなければならない。」に改める。 ・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」とされているが言いすぎではないか。「まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。」とただし書きとして言及するのも不自然。
---------	--

	例えば、「市民は、自治の主体であることを自覚し、まちづくりに関心を持たなければならない」などの表現で十分。 ・第3項が分かりにくい。(複数意見) ・高齢社会に対して、高齢者の権利、責務等を明記した方がよいと思います。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

市民のまちづくりへの参加に対する考え方が多様化・二極化していることから、見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

地方自治法第10条第2項に、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」と定められているように、市民は、行政サービスを受ける権利を有すると同時に、責務を負うことは当然のことである。

自治の主体である市民の意思に基づいたまちづくりを進めるためには、市民に対してまちづくりへの参加を求めることは欠かせないことから、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第8条（子どもの権利、責務等）

子ども（18歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要

大きな社会情勢の変化の一つである「こども基本法」について、本条例と整合が取れていることから、規定の改正は行わないものとします。

なお、逐条解説については、こども基本法や、児童の権利に関する条約等を加え、より分かりやすいものとなるよう改めます。

【対応結果】

こども基本法や児童の権利に関する条約等の説明を加えた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「生きる権利」と「育つ権利」というのはほぼ同義であると思います。（複数意見） ・子どもの「意見表明権」という具体的な内容を入れるべきである。（複数意見） ・「学ぶ権利」が重要であると感じる。学びに特化した
---------	---

	項目の追加とその取組を求める。(複数意見) 第2項「その年齢に応じた市民の責務」の具体的な内容が分かりにくい。
庁内各部署	- こども基本法を踏まえ、子どもの定義について整理するとともに、「子ども」を平仮名表記の「こども」に修正する。 - 逐条解説の「障害」の表記について、障害の「害」という字のマイナスの印象を考慮するとともに、障がいがある人への理解を深めていくため、「害」の漢字を用いなくて、平仮名で表記する。

4 見直しの考え方

子どもの権利について多様な意見があることや、こども基本法における子どもの定義や表記を踏まえ、見直しを行う必要があると考える。

なお、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

本条は、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の考え方を踏まえ、自治基本条例における子どもの位置付けを示したものであり、子どもの定義については、それぞれの法律や条例等において、その目的や趣旨に応じた考え方が示されている。

このことから、自治基本条例における子どもの定義を必ずしもこども基本法に合わせる必要はなく、現時点では規定を改正する必要はないものとする。

ただし、こども育成条例がこども基本法の趣旨を踏まえて改正されていることから、今後も社会情勢の変化を踏まえ、他の条例や関連施策等との整合性についても考慮しながら、子どもの定義の在り方について継続的に検討していくことが必要である。

また、逐条解説については、見直しの考え方とおおり改訂するとともに、子どもの権利条約、こども基本法及びこども育成条例における子どもの定義の違いについて、より分かりやすく説明する必要があると考える。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第9条（事業者の権利及び責務）

事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5% 【主な見直すべき内容・理由】 ・事業者の責務に、多様な特性を持つ市民の雇用環境整備や、地域インフラ維持への協力を加え、街全体で支え合う仕組みに見直すべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第5章 議会及び議員

第10条（議会の役割及び責務）

議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。

3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要

議会が憲法上は「議事機関」であることを加え、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。

【対応結果】

議会が憲法上は「議事機関」であることを加えた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「開かれた議会運営に努めなければならない。」ではなく、「しなければならない。」の方がよいと思った。 ・少数派や当事者の声を直接聴取し、政策に反映する対話の場を義務付けるべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 11 条（議員の役割及び責務）

議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

- 2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	点検 対象外	
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）		
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47 人／679 人 6.9% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第 1 項「公正かつ誠実に職務を行わなければならない。」の前に「公益性の有無を判断し、」を追加 ・調査研究活動に要した費用及び成果を公表する義務がある旨を記載すべきと思います。 ・市民の代表として市民全体の利益に資する行動を常に心掛ける等の行動倫理に関する規定を追加してはいかがでしょうか。 ・議員は地域の課題について積極的に情報入手に努めることを明記すべき。 ・議員の資質向上の文言を設ける。（複数意見）
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条（市長の役割及び責務）

市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要

時代の変化や自治基本条例推進委員会の答申を基に、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。

【対応結果】

経営感覚に関する説明文を改めた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 53人／679人 7.8% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「市長は、経営感覚を持ち」を「行政の代表者としての自覚を持ち、市民に不利益が被らないように」に改正する。 ・「市長は、経営感覚を持ち」に違和感があります。（複数意見） ・第4項に「市長は従前の規則等及び制度が時代の変化に適したものになっているかの点検を実施しなければならない。」を追加
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、「経営感覚」という表現に多くの意見があるが、地方自治法第2条第14項に規定されている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、経営感覚は欠かせないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 13 条（市長等の役割及び責務）

市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	点検 対象外	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)		
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 53 人／679 人 7.8% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 14 条（市職員の役割及び責務）

市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。

3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

逐条解説の改訂が必要

会計年度任用職員を追加し、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。

【対応結果】

会計年度任用職員の説明を加えた。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	点検 対象外	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)		
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 53 人／679 人 7.8% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「奉仕者」という言葉は今の時代に合っていない。私は、市職員を市民の代理人と認識しています。良い言葉があれば変えてもよいのでは。（複数意見） ・第 2 項は、市のサービスで形骸化しているものや前例を踏襲しただけのものを排除できるよう、事務事業を「常に見直す」という内容が明確になる表現になるとよいと考えます。 ・第 2 項「職務を行わなければならない。」を「職務を迅速に行わなければならない。」に変更
---------	---

庁内各部署	・逐条解説に、一般職の職員のみに関する事項（服務の宣誓）が記載されていることなどから、内容を整理する必要がある。
-------	--

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、「奉仕者」という表現に多くの意見があるが、憲法第15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されている。

また、逐条解説については、市職員の範囲が明確になるよう、見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、一般職と特別職の区別が曖昧であることから、解説文全体について検討し、改訂する必要があると考える。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第7章 行政運営

第15条（行政運営の基本事項）

市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要 市民参加と市民協働について、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 市民参加と市民協働については、第5条に解説があることを加えた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	妥当	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)	妥当	
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)	妥当	第3項にある成果重視の視点により行政運営が行われるよう、各事業において効果検証を行い、成果を明示するよう努めること。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「最少の経費」は「適正な経費」等の表現がよいのでは。 ・第3項の「成果重視」はおかしい。市政運営は経営ではない。短期は重要だが、中長期の展望も見据えた行政運営を行うべき。
---------	---

	・PDCAサイクルが記述されているのであれば、プロセス目標の考えを明確にした方がよいのではないかな。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、行政運営を行う上で最も基本とすべき事項を定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 16 条（総合計画）

市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	妥当	
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）	妥当	
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7 % 【主な見直すべき内容・理由】 ・総合計画の見直しや改定についての記載。 ・第 4 項「市長は従前の規則等及び制度の点検結果を総合計画に反映させなければならない。」を追加する。
庁内各部署	・逐条解説について、総合計画の構成に関する記述を第 11 次総合計画の構成内容に修正する必要がある。 第 10 次総合計画：基本構想・基本計画・実施計画の三層で構成 第 11 次総合計画：長期ビジョンとアクションプランの二層で構成

4 見直しの考え方

本条は、市における最上位計画である総合計画について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第 17 条（組織等）

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

- 2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	妥当	
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）	妥当	
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第 2 項「市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう」だと何にいかすのか曖昧なため、「市職員がその能力及び適性が自治に活かされるよう」 ・道路整備や福祉支援など、複合的な課題に部局横断で対応する「縦割り打破」の体制構築を明記してください。
庁内各部署	・逐条解説について、現行の人材育成基本方針に定める職員像に改める必要がある。

4 見直しの考え方

本条は、市長等が行政運営を行う上で必要となる組織の形成、職員の人事配置及び人材育成について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、職員像に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要	・	逐条解説の改訂が必要	・	改正不要

第 18 条（行政評価）

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7 % 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、第 15 条で規定する政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクル（PDCA サイクル）の評価に当たる行政評価について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 19 条（財政運営）

市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。

3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 「第 9 次厚木市総合計画」を「厚木市総合計画」に改めた。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・逐条解説について、総合計画の構成に関する記述を第 11 次総合計画の構成内容に修正する必要がある。 第 10 次総合計画：基本構想 12 年間・基本計画 6 年間・実施計画 3 年間の三層で構成 第 11 次総合計画：長期ビジョン 10 年間とアクションプラン 5 年間の二層で構成

4 見直しの考え方

本条は、健全かつ計画的な財政運営を行うことについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 20 条（危機管理）

市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

新型コロナウイルス感染症等、様々な自然災害について、包括的に網羅していることから、規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・危機管理の中に「情報」という財産についても記載がある方がよいと思いました。 ・危機管理の現代化、特に、平時の備えと要配慮者対応の明示。 ・第 1 項は、危機管理の認識（範囲）をもっと詳細にすべきだと思う。 ・第 2 項に市民側の対処についても記載されているが、市民の義務が第 7 章（行政運営）の中に括られているのは違和感がある。第 7 条（市民の責務）に集約すべきではないか。 ・第 2 項は、第 1 項と同じように具体的な内容を記載した方がよい。
---------	---

	・第2項の自助、共助の精神の下、公助に対する協力を入れる必要があると考えます。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震の発生リスクが懸念される中、危機管理に対する市民の関心が高まっているが、現行の規定により網羅できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 21 条（情報の公開等）

議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	文書の適正管理について、今後、デジタル化に向けた抜本的な改革に対応できるよう、既存ルールの周知を徹底していただきたい。
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、市民との情報の共有を図るための仕組みの整備及び情報公開について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要		

第 22 条（個人情報の保護）

市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	マイナンバーに関する管理や運用方法について心配している方が多い。 情報の漏洩事故が起きないように、市が適切に取り扱っていることの周知に取り組んでいただきたい。
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第 1 項及び第 2 項に「市職員」を追記すると、職員の個人情報保護についての自覚が高まると思います。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、個人情報の保護について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 23 条（法令遵守）

市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7 % 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・逐条解説について、市職員が法令を遵守しなければならないのは、法治主義の観点から当然のことであるため、法令遵守の理由を議会及び市長と合わせる。

4 見直しの考え方

本条は、公正な自治の推進のため、自治に関わる者に対して法令の遵守を義務付けることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考ええる。

なお、逐条解説については、解説文全体について、実情に合った内容に見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
なお、逐条解説については、地方自治法における執行機関と補助機関の関係を踏まえた上で、解説文全体について検討し、改訂する必要があると考える。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 24 条（法令の解釈等）

議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7 % 【主な見直すべき内容・理由】 ・「法令及び条例等を自主的に解釈するとともに」は、 拡大解釈される恐れがあり、市民の利益制限につながる。（複数意見）
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、法令等の自主解釈権や自主立法権について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 25 条（行政手続）

市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	妥当	審査基準等の設定率について、設定することが困難な案件や設定する余地がないものを母数から除き、本来市が設定しなければいけないものに対し、どの程度設定できているかをわかりやすく示すことができるよう母数の考え方について検討されたい。
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）	妥当	
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、処分、行政指導及び届出に係る手続について、適正に行わなければならないことを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考ええる。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 26 条（市民からの要望等への対応）

市長等は、市民からの要望、苦情等への対応の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応し、その経過及び結果について回答するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	妥当	
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）	妥当	
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）	おおむね 妥当	要望・苦情等について、迅速に対応していただいている実感はあるが、対応後の報告がないケースが多いため、報告までしっかりと対応していただきたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 27 条（行政処分等に対する不服への対処）

市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59 人／679 人 8.7 % 【主な見直すべき内容・理由】 ・近年の個人的な意見・申出が多いであろうなか、文章・表現は現行のままでよいのだろうか。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、必要な措置を講ずることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第8章 参加及び協働の推進

第28条（政策等に対する意見等）

市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	妥当	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）	妥当	「わたしの提案（政策提案）」 制度のハードルが高いと感じる。 提案しにくい仕組みなのであれば、政策提案の制度自体について、改めて検討していただきたい。
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）	おおむね 妥当	「わたしの提案（政策提案）」 制度について、様式の見直しだけでなく、一般提案との統合や制度そのものの廃止等、踏み込んだ検討をしていただきたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みの整備について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 29 条（条例等の制定等への市民参加）

市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・ 地方公営企業法を全部適用している市立病院については、経営責任者である事業管理者の権限を明確にし、経営を行うためにも、市民参加手続の対象となる実施機関から除外すべきであるとする。

4 見直しの考え方

本条は、条例等の制定等、計画の策定等の際に必要な市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考ええる。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものと考ええる。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 30 条（事業の実施に係る市民参加）

市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

逐条解説の改訂が必要 より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 総合計画に定める重要な事業の説明文を改めた。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	おおむね 妥当	市民生活に重大な影響を与える事業は他にもたくさんあると思われる。「総合計画に定める重要な事業」について判断基準を設けるなど、適正な運用がなされるよう努めていただきたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・現行の第 11 次総合計画の構成に合わせ、「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

4 見直しの考え方

本条は、重要な事業の実施段階で市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。
なお、逐条解説については、見直しの考え方のおり改訂する必要があるとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 31 条（審議会等の運営）

市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

現状、厚木市に「その他これに類する機関」は存在しないため、現在の規定でも影響等がないことから規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第 2 項「適正に選任」の適正とは何を意味するのかが曖昧に思います。例えば、「委員を選任し、その選任理由等を具体的に書面で明示しなければならない。」などはどうでしょうか。 ・第 3 項「正当な理由」があり公開できない場合についての記述が必要と考えます。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、審議会等への市民の参加について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 32 条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）

市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 ・原則、自治会に全員入会する責務があることを明確にする変更余地があるように感じる。高齢化、核家族化で退会者が増える、若い人の入会消極化が現状です。 ・自治会についての記述がない。コミュニティ団体に位置付けられるのだろうが、急速に会員が減少している背景に、しっかりした位置付けと、それへの支援の仕組みがないがしろにされているという現実がある。単なる利他の精神とボランティア活動では維持できなくなっている現状から、明確な位置付けが必要である。 ・自治会には入って当たり前を前提としているこの条文、時代に合っていないです。 ・第 32 条及び第 33 条において、コミュニティ団体について言及されているが、自治会の存在を前提とした行政の在り方を見直すべき時期にあると考える。自治基本条例の見直しにおいて再優先課題ではないか。
---------	--

庁内各部署	・まちづくりにおける最も大切なパートナーである自治会の重要性をアピールするため、単独の条例制定ではなく、最も尊重すべき条例と位置付けている自治基本条例に自治会に関する条文を追加するべきではないか。
-------	--

4 見直しの考え方

コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化・二極化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、第 33 条と併せて見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。

また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。

以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、改正する必要はないものと考え

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 33 条（コミュニティ団体との協働）

市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 「市民活動サポート室」を「ボランティアセンター」に修正した。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1％ 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化・二極化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、第 32 条と併せて見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

自治会は、地域コミュニティを担う重要な団体であるが、自治会の他にも地域で活動する団体や市民活動団体など多様なコミュニティ団体が存在し、市民はそれぞれの立場でまちづくりに参加している。

また、自治会に対する市民意識の変化や加入率の低下といった課題に対しては、現行の第 32 条及び第 33 条の趣旨を踏まえ、加入促進を始めとする運用上の取組を充実させることが重要である。

以上のことから、現行規定の趣旨と自治会を始めとしたコミュニティ団体を取り巻く現状を総合的に勘案すると、改正する必要はないものと考え

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 34 条（地区市民自治推進組織）

市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	おおむね 妥当	地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて検討されたい。
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	おおむね 妥当	地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて引き続き検討されたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 35 条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）

市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

(1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成

(2) まちづくりに取り組む人材の育成

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・市民への強制はおかしい。全面削除。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 36 条（住民投票）

市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	第 2 項については、住民投票が行われない限り評価不能。
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	第 2 項については、住民投票が実施されない限り評価できないが、第 1 項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	第 2 項については、住民投票が実施されない限り評価ができないが、第 1 項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48 人／679 人 7.1 % 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、市政の重要な事項について、住民投票を実施することができることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第9章 広域連携及び交流

第37条（広域連携及び交流）

議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要

表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。

【対応結果】

公共図書館の広域利用・相互利用の説明に、平塚市との協定に関する記述を加えた。

また、あつぎOECフードに関する記述を改めた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	おおむね 妥当	将来的なリスクに備え、今の段階から市外からの意見を取り込む仕組みを検討されたい。
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)	妥当	
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 32人／679人 4.7%
---------	--

	【主な見直すべき内容・理由】 ・愛川町、清川村とは、ごみ問題などで特に連携している。その理由や基準を明文化すべき。また、現在、国内外の友好都市、防災姉妹都市の連携をしているが、その選定、協定締結の基準を明文化すべき。 ・友好都市の名称を記載してもよいのではないだろうか？ ・第3項を削除するか、文末の「努めるものとする。」を「努めることができる。」に変更すべきである。 ・国際的な視野は必要であるが、あくまでも厚木市一般住民の社会的利益が最優先であるという視点を明示しておく必要がある。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 10 章 自治基本条例推進委員会

第 38 条（自治基本条例推進委員会）

市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	点検 対象外	
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）		
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 29 人／679 人 4.3％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・委員会の委員の選出方法について明記すべき。「市民等で構成する」→不明確、市民以外は誰？ ・自治基本条例推進委員会の構成員がどのような基準で選任されているのか記載がほしい。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、自治基本条例推進委員会の設置について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 11 章 自治基本条例の見直し

第 39 条（自治基本条例の見直し）

市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4 年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	点検 対象外	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)		
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 29 人／679 人 4.3％ 【主な見直すべき内容・理由】 ・期間が長すぎる。2 年ごとに必ず見直しをするべき。 (複数意見) ・条例の内容をみると、あまり時代に左右されるような内容ではないと思う。4 年一度必ず見直しを行うのではなく、必要に応じて行う方が、お金や労力の無駄遣いにならないのではないのでしょうか。(複数意見)
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

自治基本条例の見直しの期間について多様な意見があるが、市長や議員の任期に合わせ、任期中に 1 回は見直しが行われることを担保するため、「4 年を超えない期間」としていることから、規定を改正する必要はないと考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第12章 自治基本条例の改正

第40条（自治基本条例の改正）

市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 29人／679人 4.3% 【主な見直すべき内容・理由】 ・改正に当たっては、パブリックコメントだけでなく、所得制限等で影響を受ける層への直接的なヒアリングを必須とし、市民の意思が確実に反映されるプロセスを構築すべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、本条例を改正する際に市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

見直しの考え方のとおり、規定を改正する必要はないものとする。

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

令和7年度市民参加手続実施状況一覧

資料3

No.	対象行為	概 要	必要な 手続数	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリックコメント	担当課
記載例	厚木市〇〇条例及び同条例施行規則の一部改正		パブコメ +2	①審議会等名 ②開催日 ③委員数 ④公募委員数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者 ③調査対象者数 ④回答件数	①方法 ②開催日 ③参加者数 ④回答件数	①実施期間 ②意見提出者数 ③意見数	
1	三田児童館整備方針の策定	三田児童館については、築60年が経過することから、利用する児童の安全性に配慮し、早期の移転・再整備が求められています。 三田児童館の再整備に当たって、移転候補地や小学校への適正配置(複合化、集約化等)などに関する整備方針を策定するものです。	パブコメ +1	①公共施設最適化検討委員会 ②R6.11.18 ③10人 ④2人	①R7.2.8 ②5人 ③13件				①R7.4.1～5.1 ②2人 ③10件	
2	厚木市老人福祉センター寿荘移転方針の策定	寿荘が所在する厚木シティプラザは、複合施設等整備基本計画(令和2年1月策定)等において、権利者との意見調整を図った上で解体し、隣接するバスセンターの拡張用地や、広場として活用する予定とされており、現在ある寿荘の機能を他の建物に移転する必要があるため、施設の移転に向けた方針案を策定したものです。	パブコメ +1		①R7.2.7 ②1人 ③2件				①R7.4.1～5.1 ②2人 ③11件	健康医療課
3	厚木市立図書・未来館管理運営方針の策定	現在整備を進めている図書館機能、未来館機能及び連携機能を有する厚木市未来・図書館の供用開始に当たり、提供サービスや管理運営体制、開館時間などの運営条件等の方向性を示す管理運営方針を策定するものです。	パブコメ +1	①図書館協議会 ②R7.2.10 ③6人 ④2人	①R7.3.15 ②6人 ③9件				①R7.6.15～7.16 ②12人 ③46件	中央図書館
4	厚木市子ども育成条例の改正	国がこども基本法を制定し、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて進める方針を打ち立てました。 市においても、これに準じて一体的な取組を進める法との整合性を図るため、条例の一部を改正するものです。	パブコメ +2	①子ども育成推進委員会 ②R7.6.19 ③10人 ④2人	①R7.9.18 ②9人 ③25件				①R7.11.4～12.4 ②10人 ③15件	こども育成課
5	厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正	本市への企業等の立地及び企業等による設備投資の促進を図るため、立地に係る奨励金の上限額を見直すほか、所要の措置を講ずるため、厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部を改正するものです。	パブコメ +2	①産業振興推進委員会 ②R7.4.24、R7.7.2 ③10人 ④2人			①R7.5.1～6.30 ②厚木商工会議所会員 ③2,097社 ④273社		①R7.9.1～10.1 ②3人 ③3件	産業振興課

No.	対象行為	概 要	必要な 手続数	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリックコメント	担当課
記載例	厚木市〇〇条例及び同条例施行規則の一部改正		パブコメ +2	①審議会等名 ②開催日 ③委員数 ④公募委員数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者 ③調査対象者数 ④回答件数	①方法 ②開催日 ③参加者数 ④回答件数	①実施期間 ②意見提出者数 ③意見数	
6	第3次厚木市教育振興基本計画の策定	本市の教育行政において、学校給食費無償化や学校の適正規模・適正配置の検討、体育館冷暖房設置など、第2次厚木市教育振興基本計画策定時から大きく環境が変化しています。 さらに、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情を踏まえ、計画を策定することが義務付けられており、令和5年度に国が第4期教育振興基本計画を策定したことから、市教育振興基本計画についても国の計画との整合性を図る必要があるため、新たに第3次厚木市教育振興基本計画を策定するものです。	パブコメ +2	①教育振興基本計画審議会策定部会 ②R7.4.24 R7.7.11 R7.8.20 R7.9.30 ③11人 ④1人	①R7.8.6 ②4人 ③12件				①R7.12.1～R8.1.5 ②24人 ③48件	教育総務課
7	アミューあつぎ駐輪場の有料化について	アミューあつぎ駐輪場は、有人管理の無料駐車場として設置しているが、通勤、通学等、長時間目的以外の駐輪が多いため、受益と公平性を確保するため、受益者負担見直しに関する基本方針（公共施設附帯駐車場編）が策定されたことを受け、適正な受益者負担に基づき駐車を運営する必要があります。駐車場の適正利用を図るため、有料化をするにあたり、市民の皆さまの意見等を聴取するものです。	パブコメ +1	①行政改革調査委員会 ②R7.2.14 ③9人 ④2人	①R7.2.25 ②市民 ③17人				①R7.4.28～5.28 ②6人 ③13件	生涯学習課
8	第11次総合計画の策定	令和3年度に第10次総合計画がスタートしてから4年が経過する中で、社会・経済環境が大きく変化し、今後も様々な変化が予想されることから、新たなまちづくりの方向性を示すため、令和8年度を始期とする第11次総合計画を策定するものです。	パブコメ +2	①総合計画審議会 ②R7.4.21、 R7.5.15、R7.6.25、 R7.7.8、R7.7.25 ③15人 ④3人 ※②については 答申までの会議を 記載	1回目 ①R7.5.30 ②20人 ③21件 2回目 ①R7.5.31 ②6人 ③15件 3回目 ①R7.6.7 ②9人 ③15件			①オープンハウス 4回 ②R7.5.24、R7.6.1 R7.6.11、R7.6.13 ③71人 ④約100件	①R7.9.1～10.1 ②30人 ③97件	企画政策課
9	厚木市市営住宅条例施行規則の改正	市内の単身高齢者が増加傾向にあることから、単身世帯が入居可能な市営住宅を拡大し今後の需要に対応するため、市営住宅条例施行規則の一部を改正するものです。	パブコメ のみ						①R7.9.15～10.15 ②5人 ③5件	住宅課

No.	対象行為	概 要	必要な 手続数	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリックコメント	担当課
記載例	厚木市〇〇条例及び同条例施行規則の一部改正		パブコメ +2	①審議会等名 ②開催日 ③委員数 ④公募委員数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者 ③調査対象者数 ④回答件数	①方法 ②開催日 ③参加者数 ④回答件数	①実施期間 ②意見提出者数 ③意見数	
10	(仮称)厚木消防署本署再整備方針の策定	厚木消防署本署については、老朽化による経年劣化が進んでおり、また、車庫の狭あい化や出動動線等の機能面に課題があり、消防・防災の拠点施設としての機能を確保するため、建て替えを行うことが位置付けられていることから、再整備を実施するにあたり、令和7年度については、市民の意見等を聴取し、再整備方針を策定するものです。	パブコメ +1	①消防審議会(第1回) ②R7.6.16 ③8人 ④2人					①R7.8.1～9.1 ②3人 ③10件	消防総務課
11	スポーツの聖地づくり基本計画の策定	スポーツの聖地づくり基本構想で示した理念や方向性を具体化し、本市のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設の整備方針を明確にするため、スポーツの聖地づくり基本計画を策定するものです。	パブコメ +2		①R7.11.21 ②12人 ③11件		①R7.10.17～10.31 ②16歳以上の市民 ③2,500人 ④820人		①R8.1.15～2.16 ②39人 ③39件	スポーツ魅力創造課
12	子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定	こども心をくすぐる、冒険・経験・体験・学びができる全天候型の屋内施設を目指し、厚木市子育て支援センターをリニューアルするため、基本計画を策定するものです。	パブコメ +1		①R7.7.15 ②15人 ③7件				①R8.2.2～3.4 ②11人 ③29件	こども家庭センター
13	厚木市客引き行為等防止条例の一部改正	厚木市客引き行為等防止条例に基づく警戒や指導に関し、市民の皆様が安心して歩ける本厚木駅周辺の環境を実現するため、規制の対象となる営業の拡大や客引き行為等を用いた営業の禁止など、現行条例を一部改正するものです。	パブコメ +2		①R7.7.15 ②10人 ③15件		①R7.2.7～2.28 ②市民 ③市民(電子申請) ④1,358人		①R7.9.1～10.1 ②16人 ③18件	くらし交通安全課
14	厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の改正	近年の高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、共同住宅の新築等による外部からの駐車需要が高まっていることから、共同住宅における荷さばき駐車施設の不足に対応するため、駐車場法施行令の一部が改正され、令和8年4月1日に施行されます。 これに合わせて、共同住宅の荷さばき駐車施設に関する規定を新たに定めるとともに、社会状況の変化に応じた駐車場需要等に対応するため、厚木市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正するものです。	パブコメ +2	①都市計画審議会 ②R7.7.28、11.7 ③15人 ④3人	①R7.9.2 ②4人 ③8件				①R7.11.15～12.15 ②3人 ③3件	都市計画課

No.	対象行為	概 要	必要な 手続数	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリックコメント	担当課
記載例	厚木市〇〇条例及び同条例施行規則の一部改正		パブコメ +2	①審議会等名 ②開催日 ③委員数 ④公募委員数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者 ③調査対象者数 ④回答件数	①方法 ②開催日 ③参加者数 ④回答件数	①実施期間 ②意見提出者数 ③意見数	
15	厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正	現行条例においては、路上喫煙禁止区域内の喫煙は禁止行為であるものの、違反者に対して「指導することができる」と規定するのみで「罰則」がないことから、一部の方々について依然として散見される路上喫煙等の迷惑行為に対する規制には限界があり、違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、「過料」を設けるなど、本条例の一部改正を行うものです。	パブコメ +2		①R7.7.15 ②7人 ③15件		①R7.2.7～2.28 ②市民 ③市民(電子申請) ④1,358人		①R7.9.1～10.1 ②11人 ③16件	生活環境課
16	厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正	昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響に伴い、条例に規定する使用料及び手数料の一部を変更するため、厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程を改正するものです。	パブコメ +2	①厚木市立病院 運営審議会 ②R8.8.8 ③10人 ④3人	①R7.10.17 ②3人 ③9件				①R7.10.29～ 11.28 ②16人 ③16件	医事課
17	厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正	物価高騰の影響により不足が見込まれる学校給食用食材費の一食単価を引き上げること等により、厚木市学校給食費に関する条例施行規則に定める学校給食費の年額を改定する必要が生じたため、同規則の一部を改正するものです。	パブコメ のみ						①R7.11.10～ 12.10 ②11人 ③11件	学校給食課

令和8年度市民参加手続対象行為一覧(実施)

年度	番号	対象行為	担当課	審議会	意見交換会	ワーク ショップ	意向調査	その他手法	パブコメ	必要な 手続数
8	43	厚木市学校教育情報化推進計画 の策定	教育研究所	R 8.7	R 8.9				R 8.12	パブコメ +2

市民参加手続点検表(予定)

43

担当課名 教育研究所

対象行為	厚木市学校教育情報化推進計画の策定		
概要	国の「学校教育情報化推進計画」が令和8年3月に改訂され、新たに学校教育におけるＩＣＴ環境整備及び利活用推進の方向性が示されました。各自治体は国の方針に則り、地域の実情に応じた計画を策定することが努力義務とされていることを踏まえ、本市における学校教育分野におけるＩＣＴ環境整備及び利活用の方向性を明確化し、「学びの質の向上」と「教職員の働き方改革」を一体的に推進するため、「厚木市学校教育情報化推進計画」を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	計画期間: 令和9～17年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☒ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☒ 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	☐ 時期 : 令和8年7月 ☐ 対象者: ① 厚木市立小・中学校に在籍する 児童・生徒の保護者(約 10,000世帯) ② 厚木市立小・中学校に勤務する 教職員(約 1,200人)
		意見交換会	令和8年9月頃
		パブリックコメント	令和8年12月頃
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☐ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由

令和8年度市民参加手続対象行為一覧(省略)

年度	番号	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
8	26	厚木市景観条例の一部改正	都市計画課	(1) 軽微なもの
8	27	厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正 厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正 厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正 厚木市子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部改正 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正	障がい福祉課 子育て給付課	(4) 事務又は事業の性質
8	28	厚木市特定開発事業紛争調停委員会規則の一部改正	都市計画課	(1) 軽微なもの
8	29	厚木市まちづくり審議会規則の一部改正	都市計画課	(1) 軽微なもの
8	30	厚木市火災予防条例の一部改正	予防課	(3) 法令で実施基準を規定
8	31	厚木市下水道条例の一部改正	河川下水道総務課	(1) 軽微なもの (4) 事務又は事業の性質
8	32	厚木市公共下水道使用料条例施行規則の一部改正	河川下水道総務課	(1) 軽微なもの (4) 事務又は事業の性質
8	33	厚木市指定下水道工事店規則の一部改正	河川下水道総務課	(1) 軽微なもの (4) 事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

26

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市景観条例の一部改正		
概要	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和8年法律第23号)が令和8年5月27日に公布され、同法において景観法の一部が改正されたことに伴い、同法の規定を引用する厚木市景観条例第11条の規定を整理する必要があることから、同条例の一部を改正するもの		
計画期間 又は 施行日(予定)	公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 法令の改正に伴う必然的で独自の判断をする余地がない改正であるため
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

障がい福祉課
子育て給付課

27

対象行為	厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正 厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正 厚木市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正 厚木市子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部改正 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正 厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正		
概要	国が推進する医療DX施策に基づき、Public Medical Hub (PMH)を活用した医療費助成制度のオンライン資格確認及び情報連携に対応するための所要の規定を整備するため、関係条例等の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年3月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 国が推進する医療DX施策に基づく制度に対応するための条例改正であり、市が独自に定めることができる内容が限定的であるため。

市民参加手続点検表(予定)

28

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市特定開発事業紛争調停委員会規則の一部改正		
概要	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正について、令和9年4月1日の施行を予定していることから、同条例の規定を引用する厚木市特定開発事業紛争調停委員会規則第1条の規定を整理するため、同規則の一部を改正するもの		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日(予定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 条例の改正によって当然必要となる規定の整理であるため。

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

市民参加手続点検表(予定)

29

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市まちづくり審議会規則の一部改正		
概要	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正について、令和9年4月1日の施行を予定していることから、同条例の規定を引用する厚木市まちづくり審議会規則第1条の規定を整理するため、同規則の一部を改正するもの		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日(予定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 条例の改正によって当然必要となる規定の整理であるため。
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

30

担当課名 予防課

対象行為	厚木市火災予防条例の一部改正		
概要	本件、焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況に鑑み、令和7年度に開催した厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえ、令和8年7月3日に消防庁次長から、火災予防条例(例)(昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号)の一部改正が公布され、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理するために、厚木市火災予防条例の一部改正をするものです。(厚木市火災予防条例第18条、第19条、第20条、第21条)		
計画期間 又は 施行日(予定)	施行日 令和9年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☐ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☒ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質

対象行為	厚木市下水道条例の一部改正		
概要	次の内容について所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。 (1)「指定下水道工事店に係る手続等の規定」を厚木市指定下水道工事店規則に移行し、削除【第7条】 ※下水道条例と工事店規則の両方に手続規定が存在する状況を解消するため (2)悪質下水の排除開始の届出の規定を削除【第12条】 ※「水質基準を遵守させる指導」は、本規定を運用せずに実施できるため (3)「責任技術者の登録」に係る手数料徴収の規定を削除【第20条】 ※「排水設備関連事務の共同化」の一環として、責任技術者登録制度を廃止するため (4)文言の変更等【第24条】		
計画期間 又は 施行日(予定)			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☒ 条例の制定又は改廃		パブコメ+2以上
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等		パブコメ+1以上
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☐ 規則、行政手続法の審査基準等		パブコメのみ
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☒ 事務又は事業の性質	具体的な理由 「指定下水道工事店に係る手続等の規定の移行」、「運用実績のない規定」、「責任技術者登録制度の廃止」等に係る条文の変更・削除を目的とした改正であり、用語整理や条項移動などの形式的な変更等で、市民の考えを反映させる余地のないものであるため。
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

対象行為	厚木市公共下水道使用料条例施行規則の一部改正		
概要	次の内容について所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。 (1)立入検査員証の規定を削除【第8条】 ※国が定めた統合様式「身分証明書」を使用できるようにするため		
計画期間 又は 施行日(予定)			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等		
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	☐ その他の重要な計画の策定等		
	☐ 制度等の導入又は改廃		
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	☐ その他の重要な政策の策定等		
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ☒ 軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ☐ 事務又は事業の性質	具体的な理由 「国が定めた統合様式を使用するため」の 条文の削除を目的とした改正であり、市民 の考えを反映させる余地のないものである ため。

【市民参加手続の種類】

- ・審議会
- ・パブリックコメント
- ・意見交換会
- ・市民会議
- ・ワークショップ
- ・意向調査
- ・その他

対象行為	厚木市指定下水道工事店規則の一部改正			
概要	次の内容について所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。 (1)「指定下水道工事店に係る手続等の規定」を厚木市下水道条例から移行【新第2条、新第3条、新第10条】 ※下水道条例と工事店規則の両方に手続規定が存在する状況を解消するため (2)責任技術者の定義の変更【新第2条】 ※責任技術者登録制度を廃止に伴い、新たに定義を規定するため (3)責任技術者の従事要件を「専属」から「選任」に変更【新第2条】 ※国土交通省下水道企画課長の通知を踏まえて要件を変更するため (4)「責任技術者証の携帯、掲示に係る規定」を「神奈川県下水道協会が交付した合格証・修了証の携帯、掲示に係る規定」に変更し移行【新第8条第7号】 ※責任技術者登録制度を廃止に伴い、責任技術者証が存在しなくなるため (5)条文を種類毎に分けて様式名称を明記した形に変更【新第9条】 ※2種類の届出内容が混在し、様式名称の記載も無い状況を解消するため (6)責任技術者登録制度に係る規定を削除【現行第10～19条】 ※責任技術者登録制度を廃止するため (7)文言の変更等【全般】			
計画期間 又は 施行日(予定)				
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	☐ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上		
	☐ 基本構想、基本計画等の策定等			
	☐ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上		
	☐ その他の重要な計画の策定等			
	☐ 制度等の導入又は改廃			
	☐ 金銭の徴収に係る基本方針の策定			
	☐ その他の重要な政策の策定等			
	☒ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	☐ 実施する	手法	実施予定時期	
	☒ 省略する	理由 (条例第6条第7項) ■軽微なもの ☐ 緊急性のあるもの ☐ 法令で実施基準を規定 ■事務又は事業の性質	具体的な理由 「指定下水道工事店に係る手続等の規定の条例からの移行」、「国の通知を踏まえた要件変更」、「責任技術者登録制度の廃止」、「様式名称の明記」等に係る条文の変更・削除を目的とした改正であり、用語整理や条項移動などの形式的な変更等で、市民の考えを反映させる余地のないものであるため。	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他				

厚木市自治基本条例逐条解説改定履歴

平成23年 3 月 発行

平成25年 3 月 第 1 次改定

- ・ 地方自治法の改正に伴い、第16条第 2 項の解説を改めた。
- ・ 金銭徴収に関する条例等の制定改廃について、厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続の対象としたことから、第29条第 1 項の解説中「（金銭徴収に関する条項を除きます。）」を削除した。
- ・ 厚木市市民参加条例を制定したことにより、第29条の解説中「用語の説明」を「○厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続の実施」に改めた。
- ・ 厚木市市民協働推進条例を制定したことにより、第33条の解説に「○厚木市市民協働推進条例の運用」を加えた。
- ・ 厚木市住民投票条例を制定したことにより、第36条の解説を改めた。

平成27年 3 月 第 2 次改定

- ・ 「あつぎ市民ふれあい都市宣言」を策定したことにより、第 4 条の解説を改めた。
- ・ 行政不服審査法の改正に伴い、第27条の解説を改めた。
- ・ 「わたしの提案」制度の改正に伴い、第28条の解説を改めた。
- ・ 自治基本条例の見直しを行う際の市民参加手続について、第 39条第 2 項の解説を改めた。
- ・ 自治基本条例の見直し（総点検）の結果を受けて、次のとおり解説の追加及び修正を行うとともに、必要に応じて文言の整理を行った。
 - （1）第 2 条第 1 項に公営企業管理者や公の施設の管理者などの義務に関する記載を加えた。
 - （2）第 3 条第 4 号に「市民協働推進の六つの基本原則」を加えた。
 - （3）第 7 条第 3 項に地方自治法第10条第 2 項に関する記載を加えた。
 - （4）第 8 条第 2 項に大人たちの役割を加えた。
 - （5）第10条に議会の具体的な取組を加えた。

- (6) 第14条に職員の「サービスの宣誓」を加えた。
- (7) 地方公務員法の改正に伴い、第17条に人事評価制度に関する記載を加えた。
- (8) 第21条に外部から取得した文書についての記載を加えた。
- (9) 第30条の記載を改めた。
- (10) 第34条に地区市民自治推進組織の設置の支援について記載を加えた。
- ・ 参考資料に、平成26年12月に行った「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果」を加えた。

平成28年 3 月 第 3 次改定

- ・ 「地区市民自治推進組織に関する推進方針」を策定したことにより、第34条の解説を改めた。

平成31年 3 月 第 4 次改定

- ・ 自治基本条例の見直し（総点検）の結果を受けて、次のとおり解説の追加及び修正を行うとともに、必要に応じて文言の整理を行った。
- (1) 第 2 条第 2 項に同項の趣旨に関する記載を加えた。
- (2) 第 5 条に「自治基本条例と人権とは？」及び「近年制定された人権に関わる主な法律」を加えた。
- (3) 第 8 条第 2 項の記載を改めた。
- (4) 第 8 条に子どもの権利に関する法律や条例の記載を加えた。
- (5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、第13条の解説中「教育委員会の職務権限」の引用条文を改めた。
- (6) 第18条の解説中、「2 外部評価の実施」の記載を改めた。
- (7) 第24条の記載を改めた。
- (8) 行政手続法の改正に伴い、第25条及び第27条の解説を改めた。
- (9) 地方自治法の改正に伴い、第37条の解説中「地方開発事業団」を削除した。
- (10) 第37条に、新たな国内友好都市として糸満市（沖縄県）

を加えた。

- ・ 参考資料を別冊とし、厚木市自治基本条例逐条解説資料編とした。
 - (1) 平成 28 年 8 月に厚木市自治基本条例推進委員会から提出された「自治基本条例の浸透に向けた提言」を加えた。
 - (2) 平成 28 年 12 月から発行した「自治基本条例だより」を加えた。
 - (3) 平成30年12月に行った「厚木市自治基本条例の見直し（総点検）の結果」を加えた。
- ・ 平成28年 4 月、厚木市自治基本条例に関する事務が政策部企画政策課から市民協働推進部（平成29年 4 月から協働安全部に改称）市民協働推進課に移管されたことに伴い、編集担当を変更した。

令和 5 年 4 月

第 5 次改訂

- ・ 自治基本条例の見直し（総点検）の結果を受けて、次のとおり解説の追加及び修正を行うとともに、必要に応じて文言の整理を行った。
 - (1) 第 8 条にこども基本法や、児童の権利に関する条約等の説明を加えた。
 - (2) 第10条に議会が、憲法上は「議事機関」であることを加えた。
 - (3) 第12条の記載を改めた。
 - (4) 第14条に会計年度任用職員の説明を加えた。
 - (5) 第15条の市民参加と市民協働について、第 5 条に解説があることを加えた。
 - (6) 第16条の第 9 次総合計画の内容を削除した。
 - (7) 第19条の第 9 次総合計画の内容を改めた。
 - (8) 第22条について、個人情報保護法の改正に伴い内容を改めた。
 - (9) 第30条の記載を改めた。
 - (10) 第33条の記載を改めた。
 - (11) 第37条の記載を改めた。

第8条

新	旧
(子どもの権利、責務等) 第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。 (1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利 2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。 3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。 【解説】 この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。 子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。 ・第1項について 成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。 この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。 また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したものではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。 ・第2項について 子どもの責務について規定しています。 子どもも含めた全ての市民は、その責務として①自治の主体であることの意識を高め、②まちづくりに関心を持ち、③まちづくりに参加するよう努めることが求められます(第7条)。しかし、子どもたちも大人と同じように責務を負わなければならないと考えることは現実的ではありません。 そうしたことから、子どもたちが「将来まちづくりに参加することは当たり前のこと」であると考える大人に成長してもらうために、それぞれの成長過程に応じて、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加するよう努めることを求めるということが本項の趣旨となります。 また、子どもたちが、自治の主体として十分に成長してもらうためには、まちづくりに参加する機会を与えられることが必要です。そこで、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちには、子どもたちにもまちづくりに参加する機会を与える役割があるという意味も持ちます。	(子どもの権利、責務等) 第8条 子ども(18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。 (1) 生きる権利 (2) 育つ権利 (3) 守られる権利 2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。 3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。 【解説】 この自治基本条例で定める自治の基本理念にのっとり、厚木市における自治を進める上での、子どもの権利・責務等を定めています。 子どもを健やかに育成する責任は、基本的には保護者にあります。しかし、社会的責任や法を始めとしたルールの遵守、他人を思いやり地域や社会と関わることなどを教えることが、次代の社会を担う子どもに欠かせないことから、子どもが健やかに成長することができるよう社会全体で取り組む必要があると考え、この項目を設けました。 ・第1項について 成長段階にある子どもたちには、次代の自治の主体としての確かな成長が何よりも望まれるところであり、市民の権利とは別に、子どもたちの健やかな成長に必要と考えられる特有の権利を定めています。 この子どもの権利は、1994年(平成6年)に日本政府が批准している「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」といいます。)」に定める四つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)のうち、この自治基本条例で市民の権利として定める「まちづくりに参加する権利」と重複する「参加する権利」を除いた三つの権利としました。 また、子どもの年齢を18歳未満としましたが、この年齢は、いわゆる「成年」、「未成年」の区分を規定したものではなく、子どもの権利条約の対象年齢に合わせたことによります。 ・第2項について 子どもの責務について規定しています。 子どもも含めた全ての市民は、その責務として①自治の主体であることの意識を高め、②まちづくりに関心を持ち、③まちづくりに参加するよう努めることが求められます(第7条)。しかし、子どもたちも大人と同じように責務を負わなければならないと考えることは現実的ではありません。 そうしたことから、子どもたちが「将来まちづくりに参加することは当たり前のこと」であると考える大人に成長してもらうために、それぞれの成長過程に応じて、まちづくりに関心を持ち、まちづくりに参加するよう努めることを求めるということが本項の趣旨となります。 また、子どもたちが、自治の主体として十分に成長してもらうためには、まちづくりに参加する機会を与えられることが必要です。そこで、本項は、子どもたちを守り、育てる大人たちには、子どもたちにもまちづくりに参加する機会を与える役割があるという意味も持ちます。

新	旧
《もっと知りたい自治基本条例》 Q 子どもたちがまちづくりに参加するってどういうこと？ A 自分たちが住んでいるまちがもっと良くなるためには何をすれば良いのか考え、行動することが「まちづくり」です。 例えば、あいさつをすることは、「まちづくり」に直接は関係ないようにも思います。 しかし、自分の家から避難しなければならないような大きな地震が起きた場合、頼りになるのは近くに住んでいる人達であることを考えると、日頃から、いざという時にお互いに助け合える関係を作っておくことも「まちづくり」の一つであるといえます。 これ以外の活動であっても、いろいろな「まちづくり」への参加はあります。 自分達で出来ることから、少しずつ始めていきましょう。	《もっと知りたい自治基本条例》 Q 子どもたちがまちづくりに参加するってどういうこと？ A 自分たちが住んでいるまちがもっと良くなるためには何をすれば良いのか考え、行動することが「まちづくり」です。 例えば、あいさつをすることは、「まちづくり」に直接は関係ないようにも思います。 しかし、自分の家から避難しなければならないような大きな地震が起きた場合、頼りになるのは近くに住んでいる人達であることを考えると、日頃から、いざという時にお互いに助け合える関係を作っておくことも「まちづくり」の一つであるといえます。 これ以外の活動であっても、いろいろな「まちづくり」への参加はあります。 自分達で出来ることから、少しずつ始めていきましょう。
・第 3 項について 自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要であることを十分認識し、そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。	・第 3 項について 自治の担い手である市民、議会及び市長等が、次代の自治の主体である子どもたちの成長過程において、特別な保護と支援が必要です。そうした共通認識の下、保護者だけでなく、地域、そして社会が子どもたちを温かく見守り、責任を持って育てることにより、子どもたちが自らの行動や発言に対して責任を持てる立派な市民として成長できるよう、必要な環境の整備に努めなければならないことを定めています。
子どもの権利に関する法律や条例 1 児童の権利に関する条約 平成 6 年、日本政府が批准した「児童の権利に関する条約」は、18 歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童に広げ、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。 この条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を 4 つの権利として定め、条約の定めるすべての権利が保障されることを原則としています。 2 児童福祉法 昭和22年に制定されたこの法律では、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すると規定されています。 3 こども基本法 令和 4 年に制定された「こども基本法」は、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及びこどもの権利保障のための原理原則を規定したものです。 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、時代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することが目的とされています。	子どもの権利に関する法律や条例 1 児童福祉法 平成 28 年、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法が改正されました。この改正では、児童福祉法の理念を明確化するために、児童は適切な養育を受け、心身の健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を規定しています。

新	旧
4 厚木市子ども育成条例 平成 24 年に制定された「厚木市子ども育成条例」は、「子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在」と定め、子どもと子育て家庭を地域全体で温かく包み込む大きな家族となれるよう、地域社会が取り組むべき事項を定めており、自治基本条例第 8 条を補完するものといえます。 厚木市では、その豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、子どもが本来もつ成長する力を伸ばし、保護者が子育てに関する重要な役割を担い、子どもの成長と子育てに対する喜びを地域社会全体で支えることを基本理念として定めるとともに、保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的にこの条例を制定しました。	2 厚木市子ども育成条例 平成 24 年、厚木市では、その豊かな自然の中で、子どもが元気で心豊かに成長するための取組に関し、子どもが本来もつ成長する力を伸ばし、保護者が子育てに関する重要な役割を担い、子どもの成長と子育てに対する喜びを地域社会全体で支えることを基本理念として定めるとともに、保護者も子どもと共に成長できるよう応援することにより、本市の子育て環境の充実を図ることを目的に「厚木市子ども育成条例」を制定しました。 この条例は、「子どもが次代の社会を担うかけがえのない存在」と定め、子どもと子育て家庭を地域全体で温かく包み込む大きな家族となれるよう、地域社会が取り組むべき事項を定めており、自治基本条例第 8 条を補完するものといえます。
【用語の説明】 ①生きる権利 防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることをいいます。 ②育つ権利 教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることをいいます。 ③守られる権利 あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることをいいます。 ※ 子どもの権利条約では、他に「参加する権利」が定められていますが、市民の権利と重なるため、ここには当該権利は設けていません。 なお、ユニセフ（国際連合児童基金）のホームページでは、「参加する権利」の内容を自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることと説明しています。	【用語の説明】 ①生きる権利 防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることをいいます。 ②育つ権利 教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることをいいます。 ③守られる権利 あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることをいいます。 ※ 子どもの権利条約では、他に「参加する権利」が定められていますが、市民の権利と重なるため、ここには当該権利は設けていません。 なお、ユニセフ（国際連合児童基金）のホームページでは、「参加する権利」の内容を自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることと説明しています。

新	旧
第 5 章 議会及び議員 (議会の役割及び責務) 第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。 2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。 3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。 【解説】 ・第 1 項について 自治の担い手である議会の役割及び責務を定めています。 議会は、憲法上「議事機関」とであると明記されていますが、厚木市の予算、条例の制定、改正及び廃止などの決定に当たっては、議会の議決を経なければならないことから、厚木市の意思決定を行う機能を持っています。その議会が厚木市の意思決定を行う際には、市民の意思を反映させる必要があります。 議会では、審議に関する情報発信や、多様化する行政課題、市民ニーズ等を的確に把握するための広聴活動の必要性から、平成23年 8 月、議員提案により「広報広聴特別委員会」が設置され、議会として市民の意思の把握をし、期待に応えるよう努めています。 議会は、広報広聴活動を通じて多数派の意思、それに反対する意思、少数派の意思等様々な市民の意思を把握し、議論を尽くした上で、厚木市の意思決定を行っていくことが求められます。 ・第 2 項について 議決権の行使や市長等による行政運営が適正に行われているかの監視など議会の基本的な役割について定めています。 議会は、地方自治法の規定により、様々な役割を担います。中でも、同法第96条で15件の議決事項が定められており、条例を制定、改正及び廃止することや予算を定めるには、議会の議決が必要となります。 議会では、平成27年 1 月から通年会期制を導入し、議決権の強化・充実を図りました。 また、議会は、地方自治法第98条により、事務の執行状況の検査及び監査委員に対する監査の請求の権限が与えられており、議会が市長等（執行機関）に対する監視権を持つ根拠となっています。この自治基本条例では、議会が市長等の行う行政運営を監視し、意思決定機関として執行機関をけん制することにより、事務処理の適正化を図ることを含めて「監視等」と表現しています。 なお、厚木市議会本会議においては、代表質問形式ではなく、全ての議員に質問する権利が認められており、議決に際しても、賛成討論、反対討論をそれぞれの立場から行うなど、活発な議論が展開されています。公開された本会議の場で、議論を尽くすことで執行機関に対する監視等の役割を果たしています。	第 5 章 議会及び議員 (議会の役割及び責務) 第10条 議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。 2 議会は、市民福祉の充実を図るため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。 3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。 【解説】 ・第 1 項について 自治の担い手である議会の役割及び責務を定めています。 厚木市の予算、条例の制定、改正及び廃止などの決定に当たっては、議会の議決を経なければならないことから、議会は、厚木市の意思決定を行う機能を持っています。その議会が厚木市の意思決定を行う際には、市民の意思を反映させる必要があります。 議会では、審議に関する情報発信や、多様化する行政課題、市民ニーズ等を的確に把握するための広聴活動の必要性から、平成23年 8 月、議員提案により「広報広聴特別委員会」が設置され、議会として市民の意思の把握をし、期待に応えるよう努めています。 議会は、広報広聴活動を通じて多数派の意思、それに反対する意思、少数派の意思等様々な市民の意思を把握し、議論を尽くした上で、厚木市の意思決定を行っていくことが求められます。 ・第 2 項について 議決権の行使や市長等による行政運営が適正に行われているかの監視など議会の基本的な役割について定めています。 議会は、地方自治法の規定により、様々な役割を担います。中でも、同法第96条で15件の議決事項が定められており、条例を制定、改正及び廃止することや予算を定めるには、議会の議決が必要となります。 議会では、平成27年 1 月から通年会期制を導入し、議決権の強化・充実を図りました。 また、議会は、地方自治法第98条により、事務の執行状況の検査及び監査委員に対する監査の請求の権限が与えられており、議会が市長等（執行機関）に対する監視権を持つ根拠となっています。この自治基本条例では、議会が市長等の行う行政運営を監視し、意思決定機関として執行機関をけん制することにより、事務処理の適正化を図ることを含めて「監視等」と表現しています。 なお、厚木市議会本会議においては、代表質問形式ではなく、全ての議員に質問する権利が認められており、議決に際しても、賛成討論、反対討論をそれぞれの立場から行うなど、活発な議論が展開されています。公開された本会議の場で、議論を尽くすことで執行機関に対する監視等の役割を果たしています。

新	旧
第 6 章 市長、市長等及び市職員 (市長の役割及び責務) 第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。 2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。 3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。 【解説】 この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、厚木市の代表者としての権限を有する市長の役割及び責務を定めています。 ・ 第 1 項について 行政分野にも経営感覚は欠かせません。市長は、厚木市の代表者であるとともに、厚木市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るとともに、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための経営感覚を持って、公正かつ誠実に職務を行わなければならないことを定めています。 ・ 第 2 項について 政策等の意思決定に至るまでの市長の説明責任について規定しています。 市民への説明責任を果たす上で、政策等の企画段階から意思決定に至るまでの意思形成過程に関する会議録などの情報は重要なものとなります。よって、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」にのっとり、必要な文書を作成しておくことが求められます。 この自治基本条例では、第 5 条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めているので、市長も様々なメディアの活用や説明の場の設定により市民及び議会に対して説明責任を果たさなければなりません。 ・ 第 3 項について 市長が毎年度、市民及びや議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることを定めています。 厚木市では、毎年、市議会 2 月定例会議において、市長が次年度の市政運営について施政方針演説を行っております。市長は、自ら表明した施政方針について、どのように、また、どこまで取り組むことができたのかをホームページ等を活用して、市民及び議会に対して説明責任を果たします。 ※ 市長の権限については、地方自治法第147条から第159条までに規定されています。 第147条(長の統括代表権) 第148条(事務の管理及び執行権) 第149条(担任意務) 第152条(長の職務の代理) 第153条(長の事務の委任・臨時代理)第154条(職員の指揮監督) 第154条の 2 (処分の取消及び停止) 第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置) 第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件) 第157条(公共的団体等の監督) 第158条(内部組織) 第159条(事務引継ぎ)	第 6 章 市長、市長等及び市職員 (市長の役割及び責務) 第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。 2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。 3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。 【解説】 この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、厚木市の代表者としての権限を有する市長の役割及び責務を定めています。 ・ 第 1 項について 最近では、「自治体経営」、「都市経営」、「行政経営」というように、行政分野にも「経営」という考え方が浸透しつつあります。市長は、厚木市の代表者であるとともに、厚木市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るとともに、常に「最少の経費で最大の効果を挙げる」ための経営感覚を持って、公正かつ誠実に職務を行わなければならないことを定めています。 ・ 第 2 項について 政策等の意思決定に至るまでの市長の説明責任について規定しています。 市民への説明責任を果たす上で、政策等の企画段階から意思決定に至るまでの意思形成過程に関する会議録などの情報は重要なものとなります。よって、「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」にのっとり、必要な文書を作成しておくことが求められます。 この自治基本条例では、第 5 条で自治の基本原則として「説明責任の原則」を定めているので、市長も様々なメディアの活用や説明の場の設定により市民及び議会に対して説明責任を果たさなければなりません。 ・ 第 3 項について 市長が毎年度、市民及びや議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況についても明らかにすることを定めています。 厚木市では、毎年、市議会 2 月定例会議において、市長が次年度の市政運営について施政方針演説を行っております。市長は、自ら表明した施政方針について、どのように、また、どこまで取り組むことができたのかをホームページ等を活用して、市民及び議会に対して説明責任を果たします。 ※ 市長の権限については、地方自治法第147条から第159条までに規定されています。 第147条(長の統括代表権) 第148条(事務の管理及び執行権) 第149条(担任意務) 第152条(長の職務の代理) 第153条(長の事務の委任・臨時代理)第154条(職員の指揮監督) 第154条の 2 (処分の取消及び停止) 第155条(支庁・地方事務所・支所等の設置) 第156条(行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件) 第157条(公共的団体等の監督) 第158条(内部組織) 第159条(事務引継ぎ)

第
12
条

新	旧
(市職員の役割及び責務) 第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。 2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。 3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。 【解説】 この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市職員の役割及び責務を定めています。 ・第1項について 公務員である市職員は、任用の際、地方公務員法第31条の規定に基づき、厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例により「サービスの宣誓」をしなければなりません。サービスの宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを任命権者等の面前で宣誓することです。本項は、市職員にサービスの宣誓の内容を改めて認識することを求めた規定です。 地方公務員法（抜粋） (サービスの宣誓) 第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。 厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例（抜粋） (職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。 ・第2項について 市職員は、常に変化を続ける社会状況や市民ニーズを的確にとらえることができれば、市民主体の自治を進めることはできません。 市職員は、与えられた事務事業をただ漫然とこなすのではなく、常に事務事業の目的を認識しながら職務を行うことにより、社会経済情勢の変化が事業計画に与える影響や、事務事業の目的と市民ニーズとの乖離の有無などを確実に把握し、事務事業の改善につなげなければなりません。 市職員が行う事務事業は、ある一定の目的を実現するための手段として選択され、実施されるものです。したがって、市職員がその目的を認識した上で、執行することにより、市民が期待する成果を挙げることが重要です。	(市職員の役割及び責務) 第14条 市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。 2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。 3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。 【解説】 この自治基本条例で定める自治の基本理念に基づき、厚木市における自治を進める上での、市職員の役割及び責務を定めています。 ・第1項について 公務員である市職員は、任用の際、地方公務員法第31条の規定に基づき、厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例により「サービスの宣誓」をしなければなりません。サービスの宣誓とは、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを任命権者等の面前で宣誓することです。本項は、市職員にサービスの宣誓の内容を改めて認識することを求めた規定です。 地方公務員法（抜粋） (サービスの宣誓) 第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。 厚木市職員のサービスの宣誓に関する条例（抜粋） (職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 ・第2項について 市職員は、常に変化を続ける社会状況や市民ニーズを的確にとらえることができれば、市民主体の自治を進めることはできません。 市職員は、与えられた事務事業をただ漫然とこなすのではなく、常に事務事業の目的を認識しながら職務を行うことにより、社会経済情勢の変化が事業計画に与える影響や、事務事業の目的と市民ニーズとの乖離の有無などを確実に把握し、事務事業の改善につなげなければなりません。 市職員が行う事務事業は、ある一定の目的を実現するための手段として選択され、実施されるものです。したがって、市職員がその目的を認識した上で、執行することにより、市民が期待する成果を挙げることが重要です。

第14条

新	旧
・ 第 3 項について この自治基本条例では、市民を自治の主体と定め、市民の意思に基づいたまちづくりを行うことを自治の基本原則としています。そのために、様々な方法により市民ニーズを把握し、市民の意思を反映させた新たな政策等を立案し、確実に遂行するための能力が市職員には求められます。 職員に求められる能力としては、政策等を立案する段階では、政策等の目的の明確化、課題や問題の把握・分析（調査・分析能力）、そのための情報の収集（情報収集能力）、さらには政策等の企画に当たって説明を行うこと（行政内部における調整能力・プレゼンテーション能力）などです。そして、立案した政策等を、実際に遂行するための関係者等との調整能力も必要になります。 また、この自治基本条例第24条で法令等の解釈について定めていますが、企画し、実行しようとする政策等の内容によっては、法令や関係条例等を自主的に解釈し、積極的に条例を制定していくことが必要となります。市職員には、こうした能力も求められることとなりますので、人材育成に係る研修制度の充実はもとより、個々の市職員が自己の能力向上に意欲的に取り組む必要があります。 【用語の説明】 ①市職員 市職員とは、一般職の職員（再任用職員、会計年度任用職員及び任期付職員を含みます。）のほか、常勤特別職職員（副市長及び教育長）、非常勤特別職職員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、各種審議会等附属機関の委員など）のことをいい、それぞれの職務内容に応じた役割と責務を負います。 《もっと知りたい自治基本条例》 Q 派遣労働者、公の施設の指定管理者の従業員及び市との事務及び事業の委託契約に基づき当該委託業務に従事する者は、市職員に含まれるのでしょうか。 A これらの者については、公務員としての身分を保障されているわけではありませんので、直接的には市職員に含まれませんが、派遣労働者は労働者派遣契約、指定管理者は協定書、委託業務従事者は委託契約において、それぞれ市職員に係る規定の遵守について条件を付すことは可能だと考えます。 ②市民全体の奉仕者 日本国憲法第15条第 2 項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と、また、地方公務員法第30条第 1 項では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、<u>且つ</u>、職務の遂行に<u>当つては</u>、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。 地方分権の進展に伴い、住民自治の拡充を図ることを目指すこの自治基本条例において、地方公務員である市職員には、当然のこととして市民全体の奉仕者であることの自覚が求められます。 ※法律の条文は、原文のまま引用しています。（下線部）	・ 第 3 項について この自治基本条例では、市民を自治の主体と定め、市民の意思に基づいたまちづくりを行うことを自治の基本原則としています。そのために、様々な方法により市民ニーズを把握し、市民の意思を反映させた新たな政策等を立案し、確実に遂行するための能力が市職員には求められます。 職員に求められる能力としては、政策等を立案する段階では、政策等の目的の明確化、課題や問題の把握・分析（調査・分析能力）、そのための情報の収集（情報収集能力）、さらには政策等の企画に当たって説明を行うこと（行政内部における調整能力・プレゼンテーション能力）などです。そして、立案した政策等を、実際に遂行するための関係者等との調整能力も必要になります。 また、この自治基本条例第24条で法令等の解釈について定めていますが、企画し、実行しようとする政策等の内容によっては、法令や関係条例等を自主的に解釈し、積極的に条例を制定していくことが必要となります。市職員には、こうした能力も求められることとなりますので、人材育成に係る研修制度の充実はもとより、個々の市職員が自己の能力向上に意欲的に取り組む必要があります。 【用語の説明】 ①市職員 市職員とは、一般職の職員（非常勤及び任期付きの職員を含みます。）のほか、常勤特別職職員（副市長及び教育長）、非常勤特別職職員（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、各種審議会等附属機関の委員など）、<u>臨時的に任用された職員（アルバイト）</u>のことをいい、それぞれの職務内容に応じた役割と責務を負います。 《もっと知りたい自治基本条例》 Q 派遣労働者、公の施設の指定管理者の従業員及び市との事務及び事業の委託契約に基づき当該委託業務に従事する者は、市職員に含まれるのでしょうか。 A これらの者については、公務員としての身分を保障されているわけではありませんので、直接的には市職員に含まれませんが、派遣労働者は労働者派遣契約、指定管理者は協定書、委託業務従事者は委託契約において、それぞれ市職員に係る規定の遵守について条件を付すことは可能だと考えます。 ②市民全体の奉仕者 日本国憲法第15条第 2 項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と、また、地方公務員法第30条第 1 項では「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、<u>且つ</u>、職務の遂行に<u>当つては</u>、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定しています。 地方分権の進展に伴い、住民自治の拡充を図ることを目指すこの自治基本条例において、地方公務員である市職員には、当然のこととして市民全体の奉仕者であることの自覚が求められます。 ※法律の条文は、原文のまま引用しています。（下線部）

新	旧
第 7 章 行政運営 (行政運営の基本事項) 第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。 2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。 3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。 【解説】 市長等が厚木市の自治の確立を目指して、行政運営を行う上で、最も基本とすべき事項を定めています。 ・第 1 項について 政策や事務事業について「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のいわゆる P D C A サイクルを確立させ、これら各過程において市民参加と協働の手法を取り入れ、行政運営を行うことを定めています。これは、行政運営に幅広く市民の意思を反映するとともに、協働の対象を拡大することを意図しています。 ・第 2 項について 地方自治法第 2 条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていて、これは、自治体運営の基本原則とされています。 市長等が政策や事務事業を遂行する上で、常に市民ニーズや社会経済情勢を把握し、政策等の必要性、緊急性等に応じて優先順位を考慮するとともに、厚木市の資源の活用を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行わなければなりません。 ・第 3 項について 市長等は、行政運営を行うに当たり、常に市民が幸福感や満足感を得られているか、また、それぞれの事務事業の目的に見合った成果を挙げられたかを心掛けなくてはなりません。 【用語の説明】 ①市民参加と協働 市民参加と協働の違いについては、第 5 条で詳しく解説しています。 ②厚木市の資源 「厚木市の資源」の活用例としては、地場産品を学校給食に活用すること（いわゆる地産地消）、地場産品を活用したシティセールスの展開などが挙げられます。また、契約の発注に当たって、市内業者の受注機会の確保に配慮するなど、厚木市の資源である市内業者の育成にも力を入れています。 その他、創意工夫により効果的な事業展開を行ったり、創造性豊かな政策を立案し、遂行することができる市職員も厚木市の貴重な資源といえます。 ③市民福祉の充実 ここでいう「福祉」とは、行政の分野における「福祉（児童福祉など）」を表すものではなく、市民全体の利益や幸福を意味しています。	第 7 章 行政運営 (行政運営の基本事項) 第15条 市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。 2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。 3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。 【解説】 市長等が厚木市の自治の確立を目指して、行政運営を行う上で、最も基本とすべき事項を定めています。 ・第 1 項について 政策や事務事業について「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のいわゆる P D C A サイクルを確立させ、これら各過程において市民参加と協働の手法を取り入れ、行政運営を行うことを定めています。これは、行政運営に幅広く市民の意思を反映するとともに、協働の対象を拡大することを意図しています。 ・第 2 項について 地方自治法第 2 条第14項で「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されていて、これは、自治体運営の基本原則とされています。 市長等が政策や事務事業を遂行する上で、常に市民ニーズや社会経済情勢を把握し、政策等の必要性、緊急性等に応じて優先順位を考慮するとともに、厚木市の資源の活用を図り、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行わなければなりません。 ・第 3 項について 市長等は、行政運営を行うに当たり、常に市民が幸福感や満足感を得られているか、また、それぞれの事務事業の目的に見合った成果を挙げられたかを心掛けなくてはなりません。 【用語の説明】 ①厚木市の資源 「厚木市の資源」の活用例としては、地場産品を学校給食に活用すること（いわゆる地産地消）、地場産品を活用したシティセールスの展開などが挙げられます。また、契約の発注に当たって、市内業者の受注機会の確保に配慮するなど、厚木市の資源である市内業者の育成にも力を入れています。 その他、創意工夫により効果的な事業展開を行ったり、創造性豊かな政策を立案し、遂行することができる市職員も厚木市の貴重な資源といえます。 ③市民福祉の充実 ここでいう「福祉」とは、行政の分野における「福祉（児童福祉など）」を表すものではなく、市民全体の利益や幸福を意味しています。

第15条

第16条

新	旧
(総合計画) 第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。 2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。 3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。 【解説】 厚木市における最上位計画である「総合計画」について定めています。 ・第1項について 厚木市の最上位計画とされる総合計画についても、この自治基本条例に定める基本理念、基本原則等に従って策定することを定めることにより、この自治基本条例と総合計画との関係を明確にしようとしています。 基本構想について「行政運営を総合的かつ計画的に進める」と規定することにより、厚木市の計画体系における基本構想を含む総合計画の最上位性を示しています。 この自治基本条例と総合計画の関係を図で示すと、下図のようになります。総合計画は、自治体運営の具体的計画（プログラム）を定めたもので、時限のある政策指針としての性格を有しているのに対して、この自治基本条例は、自治体運営のルールを定めたもので、時限のない法規範としての性格を有します。つまりは、この自治基本条例を器（ルール）とすると、総合計画はその中身（プログラム）という関係にあるといえます。 【自治基本条例と総合計画との関係】 The diagram illustrates the relationship between the Local Basic Ordinance and the Comprehensive Plan. At the top, the 'Local Basic Ordinance' is linked to 'Constitution and Local Autonomy Law'. Below it, the ordinance is divided into 'Basic System Ordinance' (containing 'Sector-specific Basic Ordinance' and 'Individual Ordinance') and the 'Comprehensive Plan' (containing 'Basic Vision', 'Basic Plan', and 'Implementation Plan'). The 'Basic Plan' is further divided into 'Sector-specific Basic Plan' and 'Various Administrative Plans'. The ordinance is labeled as the 'Rule of Local Body Operation (Effectiveness of Policy)', while the comprehensive plan is labeled as the 'Program of Local Body Operation (Implementability of Policy)'.	(総合計画) 第16条 市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。 2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。 3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。 【解説】 厚木市における最上位計画である「総合計画」について定めています。 ・第1項について 厚木市の最上位計画とされる総合計画についても、この自治基本条例に定める基本理念、基本原則等に従って策定することを定めることにより、この自治基本条例と総合計画との関係を明確にしようとしています。 現行の第9次厚木市総合計画（あつぎ元気プラン）は、基本構想、基本計画及び実施計画からなる三層構造となっています。基本構想は、議会の議決を経て、厚木市の最高指針として成立していますが、この自治基本条例においても、基本構想について「行政運営を総合的かつ計画的に進める」と規定することにより、厚木市の計画体系における基本構想を含む総合計画の最上位性を示しています。 この自治基本条例と総合計画の関係を図で示すと、下図のようになります。総合計画は、自治体運営の具体的計画（プログラム）を定めたもので、時限のある政策指針としての性格を有しているのに対して、この自治基本条例は、自治体運営のルールを定めたもので、時限のない法規範としての性格を有します。つまりは、この自治基本条例を器（ルール）とすると、総合計画はその中身（プログラム）という関係にあるといえます。 【自治基本条例と総合計画との関係】 The diagram illustrates the relationship between the Local Basic Ordinance and the Comprehensive Plan. At the top, the 'Local Basic Ordinance' is linked to 'Constitution and Local Autonomy Law'. Below it, the ordinance is divided into 'Basic System Ordinance' (containing 'Sector-specific Basic Ordinance' and 'Individual Ordinance') and the 'Comprehensive Plan' (containing 'Basic Vision', 'Basic Plan', and 'Implementation Plan'). The 'Basic Plan' is further divided into 'Sector-specific Basic Plan' and 'Various Administrative Plans'. The ordinance is labeled as the 'Rule of Local Body Operation (Effectiveness of Policy)', while the comprehensive plan is labeled as the 'Program of Local Body Operation (Implementability of Policy)'.

新	旧
・ 第 2 項について この自治基本条例を制定した時点では、市町村は、地方自治法に基づき議会の議決を経て基本構想を定めることが義務付けられていましたが、自治基本条例の内容を検討する中で、基本構想を始めとする総合計画は、厚木市の自治を着実に実行していくためのプログラムであり、自治基本条例に位置付ける必要があるとされたことから、あえて基本構想の策定を議会の議決事項と規定したものです。 この自治基本条例でも、第29条で計画の策定、改正又は廃止に際して多様な市民参加の機会を設けるよう規定しています。厚木市の最上位計画とした総合計画も例外ではなく、多くの市民参加を得て、市民の意思を十分に反映させた上で、市長が基本構想の原案を策定する必要があります。こうして作り上げた基本構想を成立させるには、自治の担い手である議会の関与は欠かせません。 ・ 第 3 項について 市長等が総合計画以外の計画（現行の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画以外の計画で、個別計画とされているものをいいます。）を策定しようとするときは、総合計画との整合を図り、計画相互の体系化に努めることを定めています。 個別計画は、総合計画の基本政策分野ごとに分類、体系化されていますが、それぞれの個別計画間で同様の事項に関する計画を有する場合は、計画期間や内容を統一して定めるよう努めます。 【用語の解説】 ①この自治基本条例の趣旨 この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。	・ 第 2 項について この自治基本条例を制定した時点では、市町村は、地方自治法に基づき議会の議決を経て基本構想を定めることが義務付けられていましたが、自治基本条例の内容を検討する中で、基本構想を始めとする総合計画は、厚木市の自治を着実に実行していくためのプログラムであり、自治基本条例に位置付ける必要があるとされたことから、あえて基本構想の策定を議会の議決事項と規定したものです。 現行の第 9 次厚木市総合計画は、「厚木市新総合計画市民・職員協働検討会」で検討を重ね、提言をいただき、併せて「厚木市新総合計画策定に係る市の取組に関する意向調査」を実施するなど様々な市民参加を得て策定されました。 この自治基本条例でも、第29条で計画の策定、改正又は廃止に際して多様な市民参加の機会を設けるよう規定しています。厚木市の最上位計画とした総合計画も例外ではなく、多くの市民参加を得て、市民の意思を十分に反映させた上で、市長が基本構想の原案を策定する必要があります。こうして作り上げた基本構想を成立させるには、自治の担い手である議会の関与は欠かせません。 ・ 第 3 項について 市長等が総合計画以外の計画（現行の総合計画の基本構想、基本計画及び実施計画以外の計画で、個別計画とされているものをいいます。）を策定しようとするときは、総合計画との整合を図り、計画相互の体系化に努めることを定めています。 個別計画は、総合計画の基本政策分野ごとに分類、体系化されていますが、それぞれの個別計画間で同様の事項に関する計画を有する場合は、計画期間や内容を統一して定めるよう努めます。 【用語の解説】 ①この自治基本条例の趣旨 この自治基本条例の前文、目的、基本理念及び基本原則で規定されている、厚木市の自治の在り方に対する根本的な考え方が、この自治基本条例の趣旨に当たります。具体的には、「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立した厚木市の創造を目指し、自然や文化、人と人との絆を大切にし、自治の担い手である市民、議会及び市長等が協働により自治（厚木市に係る事柄は厚木市の責任と権限において、また市民の意思に基づき決定し行うこと）を進めること」といえます。

新	旧
(財政運営) 第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。 2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。 3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。	(財政運営) 第19条 市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。 2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。 3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。
【解説】 自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。 予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担任意務とされていることから、本条の主語は「市長」としています。 ・第1項について 行政運営を総合的かつ計画的に進めるための厚木市の最上位計画となるのが総合計画であり、厚木市総合計画を構成している基本構想は12年間、基本計画は6年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これらをもって「中長期的な展望」と表現しています。 ・第2項について 市長は、厚木市の行政運営を進めていく上での最上位計画である総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うことを定めています。 ・第3項について 厚木市の財政の根幹を成すものは税であることから、市長は、その使い道について市民に説明責任を果たすことにより、財政運営の透明性を確保しなければなりません。そのため、財政状況を広報あつぎ、市ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。	【解説】 自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を挙げるための計画的な財政運営について定めています。 予算の調製権及び執行権は、地方自治法第149条第2号の規定により、普通地方公共団体の長の担任意務とされていることから、本条の主語は「市長」としています。 ・第1項について 行政運営を総合的かつ計画的に進めるための厚木市の最上位計画となるのが総合計画であり、第9次厚木市総合計画を構成している基本構想は12年間、基本計画は6年間、実施計画は3年間という計画期間で策定されています。これらをもって「中長期的な展望」と表現しています。 ・第2項について 市長は、厚木市の行政運営を進めていく上での最上位計画である総合計画の進捗状況を常に把握し、その着実な推進に必要な予算編成を行うことを定めています。 ・第3項について 厚木市の財政の根幹を成すものは税であることから、市長は、その使い道について市民に説明責任を果たすことにより、財政運営の透明性を確保しなければなりません。そのため、財政状況を広報あつぎ、市ホームページ等を通じて分かりやすく公表します。

第19条

第 22 条

新	旧
(個人情報の保護) 第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。 2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 【解説】 厚木市の自治を進める上で、市民、議会及び市長等が保有する個人情報がみだりに利用されるようなことがあっては、市民の権利利益の保護が図れないことから、個人情報の保護について定めています。 ・第1項について 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を適正に管理するとともに、利用しなければなりません。個人情報が適正に管理、利用されることにより、漏洩等の防止が図られ、個人情報は保護されます。 なお、市民の権利利益とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある市民の権利利益一般をいい、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれます。 ・第2項について 個人情報については、市民の権利利益を保護するためにも、その管理は厳正に行われなければなりません。また、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」においては、行政機関等の長に対して、何人も自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利、保有個人情報の内容が事実でないと思料する場合には訂正を請求する権利及び法の規定に違反して収集、利用又は提供されている場合には利用停止を請求する権利を明確にするとともに、保障しています。これらの権利を守るためにも、個人情報は適正に利用されなければなりません。 厚木市では、平成4年に「厚木市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な管理及び利用に取り組んできました。国が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、厚木市個人情報保護条例もリニューアルし、同日から施行するとともに、個人情報の開示決定等又は訂正等の決定等に対する不服申立について、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市個人情報保護審査会」を設置し、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めてきました。令和5年4月1日からは、個人情報保護法が全国共通ルールとなる改正に伴い、同法の施行に必要な規定及び本市独自で規定が許容されている事項について定めた「厚木市個人情報保護条例」を施行しました。個人情報保護制度の運用を通じて個人の権利利益を保護するという目的は変わらず、これまでと同様に適切に個人情報を管理し、制度を運用しています。議会については、個人情報保護法による公的部門の規律の対象外のため、「厚木市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、市長等と同等に個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。	(個人情報の保護) 第22条 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。 2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 【解説】 厚木市の自治を進める上で、市民、議会及び市長等が保有する個人情報がみだりに利用されるようなことがあっては、市民の権利利益の保護が図れないことから、個人情報の保護について定めています。<u>この規定は、厚木市個人情報保護条例の根拠ともなる規定です。</u> ・第1項について 市民、議会及び市長等は、市民の権利利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を適正に管理するとともに、利用しなければなりません。個人情報が適正に管理、利用されることにより、漏洩等の防止が図られ、個人情報は保護されます。 なお、市民の権利利益とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要のある市民の権利利益一般をいい、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的なあるいは社会生活上の利益を含むほか、一般にプライバシーとして議論される人格的な利益も含まれます。 厚木市個人情報保護条例 (目的) 第1条 この条例は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的人権を擁護することを目的とする。 ・第2項について 個人情報については、市民の権利利益を保護するためにも、その管理は厳正に行われなければなりません。また、<u>厚木市個人情報保護条例は、厚木市の実施機関（議会、市長等及び処分権限を有する指定管理者をいいます。）が保有する個人情報に関して、自己に関する個人情報の開示を請求する権利、事実に関して誤りがある場合には訂正を請求する権利及び厚木市個人情報保護条例の規定に違反して収集、利用、提供されている場合には利用停止を請求する権利を明確にするとともに、保障しています。</u>これらの権利を守るためにも、個人情報は適正に利用されなければなりません。 厚木市では、平成4年に「厚木市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の適正な管理及び利用に取り組んできました。国が「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を制定し、平成17年4月1日から施行されたことに伴い、厚木市個人情報保護条例もリニューアルし、同日から施行するとともに、個人情報の開示決定等又は訂正等の決定等に対する不服申立について、実施機関からの諮問に応じて調査審議する救済機関としての「厚木市個人情報保護審査会」を設置し、個人情報の適正な管理及び利用の推進に努めています。

新		旧	
(事業の実施に係る市民参加) 第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。		(事業の実施に係る市民参加) 第30条 市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。	
【解説】 事業の実施段階での市民参加の機会を設けるとともに、事業を円滑に実施するため、総合計画に定める重要な事業に着手しようとするときは、改めて市民からの意見や提案を求めることについて定めています。 「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。このような重要な事業については、計画立案の段階でも十分な市民参加を得て、実施していくことが決定されたものであり、円滑な実施が望まれるところです。そのために、現在も、説明会等が様々な形式で行われてはおります。これは事業の実施段階に至って事業の賛否についての意見を聴く趣旨のものではなく、事業の実施方法等を市民に説明し、市民が意見や要望を述べ、又は情報を提供する機会を設けることにより、事業の実施方法に市民の意見を反映させようとするものです。		【解説】 事業の実施段階での市民参加の機会を設けるとともに、事業を円滑に実施するため、総合計画に定める重要な事業に着手しようとするときは、改めて市民からの意見や提案を求めることについて定めています。 「総合計画に定める重要な事業」とは、総合計画実施計画事業のうち、いわゆる「大型プロジェクト」として位置付けられるものなど、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業などをいいます。このような重要な事業については、計画立案の段階でも十分な市民参加を得て、実施していくことが決定されたものであり、円滑な実施が望まれるところです。そのために、現在も、説明会等が様々な形式で行われてはおります。これは事業の実施段階に至って事業の賛否についての意見を聴く趣旨のものではなく、事業の実施方法等を市民に説明し、市民が意見や要望を述べ、又は情報を提供する機会を設けることにより、事業の実施方法に市民の意見を反映させようとするものです。	

第30条

新	旧
(コミュニティ団体との協働) 第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。 2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。 【解説】 まちづくりの課題解決に向け、コミュニティ団体との協働を進めるための仕組みを整備することを定めています。 ・第1項について 協働については、協働していくもの同士の間で責任が明確にされることが求められます。そうした意味から、市長等が市民（個人）と協働するということは、個人にかかる負担の面から考慮し、想定しにくいものです。 協働は、市民同士（コミュニティ団体同士）の協働等その形態は様々なものが想定されますが、この自治基本条例では、市長等が協働を進める上で基本となる形として、コミュニティ団体との協働に関して定めています。 市長等は、市域全体に影響する様々なまちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働で取り組んでいくために必要な仕組みを整備します。仕組みとしては、現在整備されているものも含めて、ボランティアセンターのような活動の場の提供、市民協働事業提案制度や市民活動推進補助金のような財政的支援、市の広報・インターネットなどによる情報提供、市民活動団体間のネットワーク化を促進し、情報の交換と交流を図ること、市民活動希望者の発掘・育成及び指導者の人材育成支援などが考えられます。 ・第2項について 市長等は、コミュニティ団体が協働のパートナーとして自立して、主体的な活動が行えるよう支援していくことも必要です。活動の支援の内容としては、活動拠点の提供、情報や機材の提供、研修・人材育成、補助金等、事業の委託、活動のPR、基金の設置などが考えられます。 しかしながら、支援を行うことにより、コミュニティ団体の自主性及び自立性を損なうおそれもあります。支援の実施に当たっては、コミュニティ団体が必ずしも支援を必要とするものではないこと、活動の公益性の度合いなどを考慮する必要があります。 ○ 厚木市市民協働推進条例の運用 自治基本条例に定める基本理念の一つである「協働による自治」を推進するため、「厚木市市民協働推進条例」を制定し、平成24年10月11日から施行しました。 厚木市市民協働推進条例は、市民協働によるまちづくりの推進に資することを目的として、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定めたもので、「市民協働」を市民と市が不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することと定義しています。この条例により、市民協働に関するルールや仕組みを明確にし、共有することで、協働による自治の実現を目指します。厚木市市民協働推進条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市市民協働推進条例逐条解説を御参照ください。	(コミュニティ団体との協働) 第33条 市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。 2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。 【解説】 まちづくりの課題解決に向け、コミュニティ団体との協働を進めるための仕組みを整備することを定めています。 ・第1項について 協働については、協働していくもの同士の間で責任が明確にされることが求められます。そうした意味から、市長等が市民（個人）と協働するということは、個人にかかる負担の面から考慮し、想定しにくいものです。 協働は、市民同士（コミュニティ団体同士）の協働等その形態は様々なものが想定されますが、この自治基本条例では、市長等が協働を進める上で基本となる形として、コミュニティ団体との協働に関して定めています。 市長等は、市域全体に影響する様々なまちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働で取り組んでいくために必要な仕組みを整備します。仕組みとしては、現在整備されているものも含めて、市民活動サポート室のような活動の場の提供、市民協働事業提案制度や市民活動推進補助金のような財政的支援、市の広報・インターネットなどによる情報提供、市民活動団体間のネットワーク化を促進し、情報の交換と交流を図ること、市民活動希望者の発掘・育成及び指導者の人材育成支援などが考えられます。 ・第2項について 市長等は、コミュニティ団体が協働のパートナーとして自立して、主体的な活動が行えるよう支援していくことも必要です。活動の支援の内容としては、活動拠点の提供、情報や機材の提供、研修・人材育成、補助金等、事業の委託、活動のPR、基金の設置などが考えられます。 しかしながら、支援を行うことにより、コミュニティ団体の自主性及び自立性を損なうおそれもあります。支援の実施に当たっては、コミュニティ団体が必ずしも支援を必要とするものではないこと、活動の公益性の度合いなどを考慮する必要があります。 ○ 厚木市市民協働推進条例の運用 自治基本条例に定める基本理念の一つである「協働による自治」を推進するため、「厚木市市民協働推進条例」を制定し、平成24年10月11日から施行しました。 厚木市市民協働推進条例は、市民協働によるまちづくりの推進に資することを目的として、自治基本条例の趣旨にのっとり、市民協働に関する基本的な事項を定めたもので、「市民協働」を市民と市が不特定かつ多数のものの利益の増進を図るため、相互に補完し、協力することと定義しています。この条例により、市民協働に関するルールや仕組みを明確にし、共有することで、協働による自治の実現を目指します。厚木市市民協働推進条例の詳細な解釈及び運用については、厚木市市民協働推進条例逐条解説を御参照ください。

第33条

新	旧																																		
第 9 章 広域連携及び交流 第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。 2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。 3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。 4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。 5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。 【解説】 国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。 ・第 1 項について いわゆる「広域行政」への取組について定めています。 議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。 しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。 《広域行政の例》 ○地方自治法に基づくもの <table><tr><th>例</th><th>根拠条文、厚木市での実例</th></tr><tr><td>協議会</td><td>地方自治法第 2 5 2 条の 2</td></tr><tr><td>機関等の共同設置</td><td>地方自治法第 2 5 2 条の 7</td></tr><tr><td>事務の委託</td><td>地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）</td></tr><tr><td>一部事務組合</td><td>地方自治法第 2 8 4 条 厚木愛甲環境施設組合（平成 1 6 年 4 月設置。厚木市、愛川町及び清川村）</td></tr><tr><td>広域連合</td><td>地方自治法第 2 8 4 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成 1 9 年 4 月。県内 3 3 市町村）</td></tr><tr><td>全部事務組合</td><td rowspan="2">地方自治法第 2 8 4 条 ※全部事務組合は昭和 3 2 年以降、役場事務組合は昭和 3 5 年以降、全国的に存在していません。</td></tr><tr><td>役場事務組合</td></tr><tr><td>地方開発事業団</td><td>地方自治法第 2 9 8 条</td></tr></table>	例	根拠条文、厚木市での実例	協議会	地方自治法第 2 5 2 条の 2	機関等の共同設置	地方自治法第 2 5 2 条の 7	事務の委託	地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）	一部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 厚木愛甲環境施設組合（平成 1 6 年 4 月設置。厚木市、愛川町及び清川村）	広域連合	地方自治法第 2 8 4 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成 1 9 年 4 月。県内 3 3 市町村）	全部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 ※全部事務組合は昭和 3 2 年以降、役場事務組合は昭和 3 5 年以降、全国的に存在していません。	役場事務組合	地方開発事業団	地方自治法第 2 9 8 条	第 9 章 広域連携及び交流 第37条 議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。 2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。 3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。 4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。 5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。 【解説】 国及び他の地方公共団体、市外の人々、海外の都市等との連携や交流の在り方などについて定めています。 ・第 1 項について いわゆる「広域行政」への取組について定めています。 議会及び市長等は、様々なまちづくりの課題を解決することにより、市民生活の一層の向上を目指します。 しかしながら、課題によっては、厚木市単独では解決が困難な場合もあり、そうした課題には、国、県そして近隣の市町村と協力して取り組むことが必要であり、そのための連携に努めなければなりません。 《広域行政の例》 ○地方自治法に基づくもの <table><tr><th>例</th><th>根拠条文、厚木市での実例</th></tr><tr><td>協議会</td><td>地方自治法第 2 5 2 条の 2</td></tr><tr><td>機関等の共同設置</td><td>地方自治法第 2 5 2 条の 7</td></tr><tr><td>事務の委託</td><td>地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）</td></tr><tr><td>一部事務組合</td><td>地方自治法第 2 8 4 条 厚木愛甲環境施設組合（平成 1 6 年 4 月設置。厚木市、愛川町及び清川村）</td></tr><tr><td>広域連合</td><td>地方自治法第 2 8 4 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成 1 9 年 4 月。県内 3 3 市町村）</td></tr><tr><td>全部事務組合</td><td rowspan="2">地方自治法第 2 8 4 条 ※全部事務組合は昭和 3 2 年以降、役場事務組合は昭和 3 5 年以降、全国的に存在していません。</td></tr><tr><td>役場事務組合</td></tr><tr><td>地方開発事業団</td><td>地方自治法第 2 9 8 条</td></tr></table>	例	根拠条文、厚木市での実例	協議会	地方自治法第 2 5 2 条の 2	機関等の共同設置	地方自治法第 2 5 2 条の 7	事務の委託	地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）	一部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 厚木愛甲環境施設組合（平成 1 6 年 4 月設置。厚木市、愛川町及び清川村）	広域連合	地方自治法第 2 8 4 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成 1 9 年 4 月。県内 3 3 市町村）	全部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 ※全部事務組合は昭和 3 2 年以降、役場事務組合は昭和 3 5 年以降、全国的に存在していません。	役場事務組合	地方開発事業団	地方自治法第 2 9 8 条
例	根拠条文、厚木市での実例																																		
協議会	地方自治法第 2 5 2 条の 2																																		
機関等の共同設置	地方自治法第 2 5 2 条の 7																																		
事務の委託	地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）																																		
一部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 厚木愛甲環境施設組合（平成 1 6 年 4 月設置。厚木市、愛川町及び清川村）																																		
広域連合	地方自治法第 2 8 4 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成 1 9 年 4 月。県内 3 3 市町村）																																		
全部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 ※全部事務組合は昭和 3 2 年以降、役場事務組合は昭和 3 5 年以降、全国的に存在していません。																																		
役場事務組合																																			
地方開発事業団	地方自治法第 2 9 8 条																																		
例	根拠条文、厚木市での実例																																		
協議会	地方自治法第 2 5 2 条の 2																																		
機関等の共同設置	地方自治法第 2 5 2 条の 7																																		
事務の委託	地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 住民票の写しの相互交付（厚木市、愛川町及び清川村）																																		
一部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 厚木愛甲環境施設組合（平成 1 6 年 4 月設置。厚木市、愛川町及び清川村）																																		
広域連合	地方自治法第 2 8 4 条 神奈川県後期高齢者医療広域連合（平成 1 9 年 4 月。県内 3 3 市町村）																																		
全部事務組合	地方自治法第 2 8 4 条 ※全部事務組合は昭和 3 2 年以降、役場事務組合は昭和 3 5 年以降、全国的に存在していません。																																		
役場事務組合																																			
地方開発事業団	地方自治法第 2 9 8 条																																		

新	旧																
○任意による連携の例 <table><tr><td>県央相模川サミット</td><td>神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。</td></tr><tr><td>広域医療事業</td><td>厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療や休日歯科診療等の広域医療事業を実施しているほか、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村で協定を締結し、障がい者歯科診療を実施しています。</td></tr><tr><td>公共施設の相互利用</td><td>厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。</td></tr><tr><td>公共図書館の広域利用・相互利用</td><td>県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。平塚市と相互利用協定を締結し、相互利用を実施しています。</td></tr></table> ここに挙げた例のほかにも、様々な面で自治体間の連携は行われています。 ・第2項について まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。 鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード*1など、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていこうとするものです。 市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします *1 あつぎOECフードとは、厚木市が進める観光プロモーション事業の一つである「あつぎ食ブランド」の愛称です。厚木市には、様々なコンテストなどで入賞した優れた食品や古くから市民に愛され続ける食品が数多くあります。こうした魅力ある食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に広くピールしています。 ・第3項について これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。	県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。	広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療や休日歯科診療等の広域医療事業を実施しているほか、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村で協定を締結し、障がい者歯科診療を実施しています。	公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。	公共図書館の広域利用・相互利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。平塚市と相互利用協定を締結し、相互利用を実施しています。	○任意による連携の例 <table><tr><td>県央相模川サミット</td><td>神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。</td></tr><tr><td>広域医療事業</td><td>厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療、病院群輪番制、休日歯科診療、障害者歯科診療等の広域医療事業を実施しています。</td></tr><tr><td>公共施設の相互利用</td><td>厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。</td></tr><tr><td>公共図書館の広域利用</td><td>県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。</td></tr></table> ここに挙げた例のほかにも、様々な面で自治体間の連携は行われています。 ・第2項について まちづくりへの市民の参加と協働を進めていく上で、多様な人々のまちづくりへの参加が必要となることから、この自治基本条例では、厚木市に関わりのある人を市民としています。同様に、観光などで厚木市を訪れる人々など、市外の人々との交流を深め、そうした人々の視点でとらえた厚木市に関する意見や感想を、まちづくりにいかすことで、より良いまちづくりを進めることができます。 鮎まつりを始めとする様々なイベント、山、河川、温泉などの自然、ハイキング、味覚狩りなどの体験、あつぎOECフード*1やB級グルメなど、厚木市は多くの魅力にあふれています。こうした魅力ある情報を発信することにより、市外の人々に厚木市を訪れていただき、厚木市のファンとなっただき、そうした人々の意見をまちづくりにいかすことで、より多くの人々から愛されるまちをつくっていこうとするものです。 市外の人々の意見は、アンケートの実施等により積極的に求めていきます。また、厚木市を訪れた人から寄せられた苦情等についても真摯に受け止め、まちづくりにいかします *1 あつぎOECフードとは、厚木市が進めるシティセールス事業の一つである「あつぎ食ブランド」の愛称です。厚木市には、様々なコンテストなどで入賞した優れた食品や古くから市民に愛され続ける食品が数多くあります。こうした魅力ある食を「あつぎ食ブランド」として認定し、市内外に広くピールしています。 ・第3項について これからの個性あるまちづくりには、時には海外にも目を向け、外国の人々や様々な文化とふれあい、彼らのまちづくりの考え方や文化の違いを受け入れることができることも必要となります。また、環境問題など地球規模での課題には、海外の都市等との連携・協力を図ることも考えられます。	県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。	広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療、病院群輪番制、休日歯科診療、障害者歯科診療等の広域医療事業を実施しています。	公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。	公共図書館の広域利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。
県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。																
広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療や休日歯科診療等の広域医療事業を実施しているほか、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村で協定を締結し、障がい者歯科診療を実施しています。																
公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。																
公共図書館の広域利用・相互利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。平塚市と相互利用協定を締結し、相互利用を実施しています。																
県央相模川サミット	神奈川県、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛川町及び清川村で構成し、河川の保全活用、災害対策、産業活性化、環境対策、救急医療体制の整備といった共通の課題解決に向けて相互に連携・協議しています。																
広域医療事業	厚木市、愛川町及び清川村で協定を締結し、休日・夜間急患診療、病院群輪番制、休日歯科診療、障害者歯科診療等の広域医療事業を実施しています。																
公共施設の相互利用	厚木市、愛川町及び清川村の住民の交流の促進及び利便性の向上を図るため、それぞれの自治体が設置する公共施設の相互利用を実施しています。																
公共図書館の広域利用	県央地区の厚木市、相模原市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町及び清川村が広域利用協定を締結し、県央地区の住民による当該地区内全ての図書館の広域利用を実施しています。																

新	旧																
・第4項について 市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。 また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。 ・第5項について 市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。 《参考》 <table><tr><th colspan="2">厚木市の友好都市、姉妹都市</th></tr><tr><td>海外友好都市</td><td>ニューブリテン市（アメリカ）、揚州市（中国）、軍浦市（韓国）</td></tr><tr><td>国内友好都市</td><td>横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸満市（沖縄県）</td></tr><tr><td>防災姉妹都市</td><td>狭山市（埼玉県）</td></tr></table>	厚木市の友好都市、姉妹都市		海外友好都市	ニューブリテン市（アメリカ）、揚州市（中国）、軍浦市（韓国）	国内友好都市	横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸満市（沖縄県）	防災姉妹都市	狭山市（埼玉県）	・第4項について 市長等は、国、他の自治体、海外の都市等のほか市外の人々と連携し、又は交流しようとするときはその目的、内容等を、連携及び交流に係る事業を行ったときはその成果を市民に対して分かりやすく公表することが求められます。 また、公表された内容について、市民が意見を述べる機会を設けるなど、市民も参加した連携及び交流とすることが必要となります。 ・第5項について 市長等は、たとえば友好都市間における市民同士の交流が行われる場合には、必要に応じて、情報提供、財政的な援助等の支援を行います。 《参考》 <table><tr><th colspan="2">厚木市の友好都市、姉妹都市</th></tr><tr><td>海外友好都市</td><td>ニューブリテン市（アメリカ）、揚州市（中国）、軍浦市（韓国）</td></tr><tr><td>国内友好都市</td><td>横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸満市（沖縄県）</td></tr><tr><td>防災姉妹都市</td><td>狭山市（埼玉県）</td></tr></table>	厚木市の友好都市、姉妹都市		海外友好都市	ニューブリテン市（アメリカ）、揚州市（中国）、軍浦市（韓国）	国内友好都市	横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸満市（沖縄県）	防災姉妹都市	狭山市（埼玉県）
厚木市の友好都市、姉妹都市																	
海外友好都市	ニューブリテン市（アメリカ）、揚州市（中国）、軍浦市（韓国）																
国内友好都市	横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸満市（沖縄県）																
防災姉妹都市	狭山市（埼玉県）																
厚木市の友好都市、姉妹都市																	
海外友好都市	ニューブリテン市（アメリカ）、揚州市（中国）、軍浦市（韓国）																
国内友好都市	横手市（秋田県）、網走市（北海道）、糸満市（沖縄県）																
防災姉妹都市	狭山市（埼玉県）																